

協議第14号の2

「事務事業調整」の別添資料

村上市岩船郡6市町村合併協議会 事務事業調整概要

大項目	中項目	小項目	調整方針概要	検討表 ページ	担当部会	メモ
総務、企画関係事業の取扱い						
	情報公開等に関する事	情報公開の理念	・市民の権利を明らかにし、公正で開かれた市政の推進のため合併時までに村上市の例により調整する。	1	総務財政	
		市長の資産等の公開	・政治倫理確立のため合併時までに村上市の例により調整する。	2	総務財政	
		個人情報の保護対策	・各市町村の現行条例を基に調整し、合併時までに条例制定する。	3	総務財政	
	交流に関する事	姉妹都市の提携(国内交流)	・現在姉妹都市の関係にある市町村の意向を確認し、継続するか否かを決定する。	4	企画広域	
		地域間交流(国内交流)	・現在の交流関係にある市町村の意向を確認し、継続するか否かを決定する。	5	企画広域	
		国際交流	・現在交流関係にある都市の意向を確認し、継続するか否かを決定する。 ・国際交流計画については、新市に移行後速やかに策定する。	6	企画広域	
消防防災・交通安全事業の取扱い						
防災事業に関する事	地域防災計画	・合併時に各市町村の現計画をもって新市の防災計画とするが、合併後すみやかに新市の防災計画を策定する。	7	総務財政		
	自主防災組織	・昼間消防力の低下が懸念されることから自主防災組織の育成に努め、資機材購入については村上市の例による、防災マップ作成については山北町の例により助成する。	8	総務財政		
	防災無線通信施設について	・現行のまま新市に引き継ぐ。 ・合併後、設備のない町村に順次設置する。	9			
交通安全事業に関する事	交通安全協会	・現行の各支部組織のまま新市に引き継ぐ。 ・支部事務局は旧市町村ごとにおく。	10	総務財政		
防犯事業に関する事	防犯街路灯設置基準	・新たな設置基準を5町村の例により合併時まで調整する。	11			
	防犯街路灯設置補助	・防犯街路灯設置に関して新たに補助制度を設置する。 ・新設工事費補助 経費の二分の一(但し20000円上限) ・移設工事費補助 なし ・電気料金 新市負担 ・修繕費 新市負担	12	総務財政		
生活環境事業の取扱い						

村上市岩船郡6市町村合併協議会 事務事業調整概要

大項目	中項目	小項目	調整方針概要	検討表 ページ	担当部会	メモ
	火葬場に関すること	管理運営方法	・3施設とも現行のまま新市に引き継ぐ。	13	住民福祉	
		使用料(寝棺)	・使用料は年齢による3段階とし、管外者の使用料は管内者の2倍とする。(但し、死胎、産汚物、傷病汚物は管内外同額)	14~17	住民福祉	
	公害防止に関すること	公害防止	・村上市の例により、公害防止条例を合併時までに調整する。	18	住民福祉	
		公害防止協定	・現行のまま引き継ぐ。	19	住民福祉	
地方税の取扱い						
	手数料について	口座振替手数料	・金融機関と調整のうえ新たな方向で統一した手数料を定める。	20	税 政	
		督促手数料	・粟島浦村に係る督促手数料は合併時に各市町村と同額とする。(1通100円)	21	税 政	
窓口業務の取扱い						
	住民基本台帳ネットワークシステム	カード利用	・新市に移行後調整する。	22	住民福祉	
母子児童福祉関係事業の取扱い						
	子育て支援について	特別保育事業	・現行のまま新市に引き継ぎ、新市においても既存施設の有効利用のもと事業の拡充を図る。	23	住民福祉	
	児童施設について	学童保育所	・学童及び保護者の利便を考慮し開設時間については村上市の例を基本とするが、学校休業日は午前7時30分から午後7時までの開設とする。 ・利用料については村上市の例を基本とし適切な金額を設定する。	24	住民福祉	
		児童館	・児童福祉法に基づき村上市が設置している。 ・現行のまま新市に引き継ぐ。	25	住民福祉	
高齢障害福祉事業の取扱い						
	高齢者福祉に関すること	シルバーハウジング生活援助員派遣事業	・村上市の例により、現行のまま新市に引き継ぐ。	26	住民福祉	
		高齢者外出支援サービス事業	・要介護認定を受け、身体が不自由な65歳以上の高齢者が通院時にリフト或いはストレッチャー付タクシー利用の場合、月額3000円のタクシー利用券を発行する。	27	住民福祉	
		高齢者寝具等乾燥消毒サービス事業	・利用料金は朝日村の例により、無料の方向で調整する。	28	住民福祉	

村上市岩船郡6市町村合併協議会 事務事業調整概要

大項目	中項目	小項目	調整方針概要	検討表ページ	担当部会	メモ
		高齢者軽度生活支援サービス事業	・朝日村の例により合併時までに調整する。 ・利用料は介護保険訪問介護サービス費に準じる。	29	住民福祉	
		高齢者生きがい活動支援通所サービス事業	・神林村、朝日村の例により合併時までに調整する。 ・既存施設の相互利用を図り、 <i>利用料は各施設に見合った額を設定する。</i>	30	住民福祉	
		高齢者要援護老人安否確認事業	・現行のまま新市に引き継ぎ、合併後1年を目途に制度の統一を図る。	31	住民福祉	
		高齢者介護用品支給事業	・介護用品(使い捨て手袋、紙おむつ、シーツ、パジャマ等)を支給する方向で、神林村を例として調整する。	32	住民福祉	
		高齢者緊急通報体制等整備事業	・現行のまま新市に引き継ぐ。	33	住民福祉	
		高齢者住宅整備補助事業	・新潟県の基準にあわせて統一した制度を設け実施する。	34	住民福祉	
		高齢者訪問入浴介護利用負担助成事業	・朝日村で実施している。 ・廃止の方向で調整する。	35	住民福祉	
保健衛生事業の取扱い						
	母子保健に関すること	乳児健診	・4ヶ月児 個別健康診査、7ヶ月児 集団健康診査、9～10ヶ月児 健康相談とする。	36	住民福祉	
		幼児健診	・1歳6ヶ月児 健康診査 小児科、歯科 ・2歳児 健康診査 歯科相談 ・3歳児 健康診査 小児科、歯科	37	住民福祉	
		母子訪問指導	・新生児期～2ヶ月児の間に乳児訪問指導を実施し、健診後のフォローは地区担当保健師が行う。	38	住民福祉	
		妊産婦検診助成	・現行のまま新市に引き継ぐ。	39	住民福祉	
		障害児療育支援	・小児精神科医等による年6回の育児相談会を実施する方向で調整する。	40	住民福祉	
	予防接種に関すること	乳幼児の予防接種(集団接種)	・ツ反検査、BCG、ポリオは集団で法定どおり実施し、他の予防接種は個別接種とする。	41	住民福祉	
		幼児の予防接種(個別接種)	・予防接種法に基づき三種混合、麻疹、風疹、日本脳炎を個別接種とする。	42	住民福祉	
農林水産事業の取扱い						
	協議会の設置に関する事項	農業振興地域整備計画審議会	・村上市の例により審議会を設置し、審議対象案件の調整を行う。	43	農委・産業	

村上市岩船郡6市町村合併協議会 事務事業調整概要

大項目	中項目	小項目	調整方針概要	検討表ページ	担当部会	メモ
		農業振興連絡協議会	・新市に移行後速やかに協議会の体制について検討する。 ・委員については関係機関の代表者から構成されることが予想されるので部会制を検討する。	44	農委・産業	
		経営・生産対策推進会議	・村上市の例により推進会議を設置する。	45	農委・産業	
		病虫害防除協議会	・新市において新たな協議会を設置し、各地区の防除体制について調整する。	46	農委・産業	
	各種計画に関する事項	農業振興地域整備計画	・農業振興計画については、新市に移行後速やかに策定する。	47	農委・産業	
		農業経営基盤強化促進の基本構想	・将来に向けた農業の指標となることから、新市に移行後新たな基本構想を策定する。	48	農委・産業	
		地域農業マスタープラン	・新市に移行後、基本構想実現のため活動方針を検討する。	49	農委・産業	
		農村環境計画	・現行のまま新市に引き継ぐが、合併後新たに策定する。	50	農委・産業	
		水田農業振興計画	・新市に移行後、全域の計画を策定する。	51	農委・産業	
	担い手農家に関する事項	農業経営改善計画の認定	・新市に移行後、地域性を考慮し認定基準を設定する。	52	農委・産業	
	生産基盤の整備に関する事項	堆肥センター建設事業	・現行のまま新市に引き継ぐ。	53	農委・産業	
		ほ場整備事業	・現行のまま新市に引き継ぐ。	54	農委・産業	
		湛水防除事業	・現行のまま新市に引き継ぐ。	55	農委・産業	
		ため池等事業	・現行のまま新市に引き継ぐ。	56	農委・産業	
		中山間地域総合整備事業	・現行のまま新市に引き継ぐ。	57	農委・産業	
		農免農道整備事業	・現行のまま新市に引き継ぐ。	58	農委・産業	
		広域農道事業	・現行のまま新市に引き継ぐ。	59	農委・産業	
		農村振興総合整備事業	・現行のまま新市に引き継ぐ。	60	農委・産業	
		ふるさと農道緊急整備事業	・現行のまま新市に引き継ぐ。	61	農委・産業	
		農業用河川工作物応急対策事業負担金	・現行のまま新市に引き継ぐ。	62	農委・産業	
	施設管理運営に関する事項	農村環境改善センター管理	・農村総合整備モデル事業で整備した施設で、住民のコミュニティの場として重要である。 ・現行のまま新市に引き継ぐ。	63	農委・産業	

村上市岩船郡6市町村合併協議会 事務事業調整概要

大項目	中項目	小項目	調整方針概要	検討表ページ	担当部会	メモ
	林業に関すること	分収造林事業	・ 現行のまま新市に引き継ぎ、分収契約は維持する。	64	農委・産業	
		間伐事業	・ 現行施策協定分は継続し、新施策協定予定からのものは、補助率を調整する。	65	農委・産業	
		林道開設事業（県営）	・ 現行のまま新市に引き継ぐ。	66	農委・産業	
		林道改良事業（補助）	・ 現行のまま新市に引き継ぐ。	67	農委・産業	
		松くい虫防除対策事業	・ 現行のまま新市に引き継ぐ。	68	農委・産業	
商工・観光関係事業の取扱い						
	各種計画について	観光振興計画	・ 新市に移行後、速やかに総合的な観光振興計画を策定する。	69	農委・産業	
		瀬波温泉環境整備計画	・ 村上市の計画を新市に引き継ぐ。	70	農委・産業	
土木関係事業の取扱い						
	市町村道について	道路改良事業計画	・ 各市町村の現計画を新市に引き継ぐ	71	土木建設	
	河川について	河川改修計画	・ 各市町村の現計画を新市に引き継ぐ	72	土木建設	
	国土調査に関すること	計画調査区	・ 第5次10カ年計画のとおり実施する。	73	土木建設	
		調査杭の負担	・ 全て土地所有者負担とする。	74	土木建設	
	公園に関すること	公園用地借地契約	・ 現契約を新市に引き継ぐ。	75	土木建設	
住宅事業の取扱い						
	住宅等に関すること	住宅入居募集(市町村営住宅)	・ 入居に関しては公募方式を前提として、新市に移行後募集方法などについて速やかに調整する。	76	土木建設	
		住宅の維持・管理(市町村営住宅)	・ 現行のまま、新市に引き継ぐ。	77	土木建設	
		住宅の共同費(市町村営住宅)	・ 村上市の例によりそれぞれの自治会で対応するよう合併時まで調整する。	78	土木建設	
学校教育事業の取扱い						
	学校整備計画について	小学校の整備計画	・ 現計画は新市に引き継ぎ、新市に移行後新たな計画を策定する。	79	教育	
		中学校の整備計画	・ 現計画は新市に引き継ぎ、新市に移行後新たな計画を策定する。	80	教育	
社会教育事業の取扱い						

村上市岩船郡6市町村合併協議会 事務事業調整概要

大項目	中項目	小項目	調整方針概要	検討表 ページ	担当部会	メモ
	成人式について	成人式	<ul style="list-style-type: none"> ・新市全体の成人式を毎年8月15日に開催する。 ・対象者は、当該年度に20歳を迎える市民及び出身者とする。 	81	教育	
社会体育事業の取扱い						
	国民体育大会について	第64回国民体育大会	<ul style="list-style-type: none"> ・第64回国民体育大会の主会場は新市に引き継ぐ。 	82	教育	

事務事業調整検討表

総務財政 部会 総務人事 分科会

分科会長 村上市 田嶋雄洋

番号 1 - 1 - 8 - 2 - 1

協定項目・その他	分科会名	総務人事	調整項目	公文書管理	検討確認項目	情報公開の取扱い	検討確認細項目	情報公開の理念に関すること
----------	------	------	------	-------	--------	----------	---------	---------------

村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	広域事務組合
<p>条例 村上市情報公開条例 (平成9年12月22日)</p> <p>施行日 平成10年6月1日</p> <p>目的 市民の権利を明らかにし、市政への理解と信頼を深め、公正で開かれた市政の推進に寄与</p> <p>対象 実施機関が作成し、又は取得した公文書(図面、写真、マイクロフィルム、テープ磁気媒体を含む)</p> <p>実施機関 市長、教育委員会、農業委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、固定資産評価審査委員会、議会、水道事業管理者</p> <p>その他 村上市情報公開審査会</p>	<p>条例 荒川町情報公開条例 (平成12年9月29日)</p> <p>施行日 平成13年4月1日</p> <p>目的 町民の権利を確立し、町政への関心と開かれた町政</p> <p>対象 実施機関が作成した公文書(図画、写真、マイクロフィルム、電磁的記録を含む)</p> <p>実施機関 町長、教育委員会、農業委員会、選挙管理委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会、議会</p> <p>荒川町長が管理する公文書の公開等に關する規則</p> <p>荒川町個人情報保護条例 荒川町個人情報保護条例施行規則</p> <p>荒川町情報公開・個人情報保護審議会設置条例</p>	<p>条例 神林村情報公開条例 (平成12年3月23日)</p> <p>施行日 平成12年6月1日</p> <p>目的 村民の権利を確立し、村政への理解・信頼と開かれた村政</p> <p>対象 実施機関が作成した公文書(図、写真、テープ磁気媒体を含む)</p> <p>実施機関 村長、教育委員会、農業委員会、選挙管理委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会、議会</p> <p>その他 神林村情報公開・個人情報保護審査会</p>	<p>条例 朝日村情報公開条例 (平成12年6月30日)</p> <p>施行日 平成12年10月1日</p> <p>目的 村民の知る権利を保障し、村政への関心と開かれた村政</p> <p>対象 実施機関が作成した公文書(図、写真、磁気媒体を含む)</p> <p>実施機関 村長、教育委員会、農業委員会、選挙管理委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会、議会</p> <p>その他 朝日村情報公開条例施行規則 朝日村個人情報保護条例施行規則 朝日村情報公開・個人情報保護審議会設置条例</p>	<p>条例 山北町情報公開条例 (平成9年12月22日)</p> <p>施行日 平成10年4月1日</p> <p>目的 町民の権利を確立し、町政への関心と開かれた町政</p> <p>対象 実施機関が作成した公文書(図、写真、テープ磁気媒体を含む)</p> <p>実施機関 町長、教育委員会、農業委員会、選挙管理委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会、議会</p> <p>その他 山北町情報公開・個人情報保護審査会</p>	<p>条例 粟島浦村情報公開条例 (平成12年3月27日)</p> <p>施行日 平成12年6月1日</p> <p>目的 村民の権利を明らかにし、村政への理解と信頼を深め、公正で開かれた村政の推進に寄与</p> <p>対象 実施機関が作成し、又は取得した公文書(図面、写真、フィルム、テープ磁気媒体を含む)</p> <p>実施機関 村長、教育委員会、農業委員会、選挙管理委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会、議会</p> <p>その他 粟島浦村情報公開審査会</p>	<p>条例 岩船地域広域事務組合情報公開条例 (平成13年3月29日)</p> <p>施行日 平成14年3月28日</p> <p>目的 圏域住民の権利を確立し、広域行政の理解と信頼、事務への参画を推進</p> <p>対象 実施機関が作成した公文書(図、写真、テープ磁気媒体を含む)</p> <p>実施機関 理事会、教育委員会、監査委員、議会、消防本部</p> <p>その他 岩船地域広域事務組合情報公開・個人情報保護審議会</p>

課題・問題点	なし	調整後における事業費等影響額			
		単位：千円			
		現況予算額	調整後予算見込額	影響額	
		村上市	37		
		荒川町	64		
		神林村			
		朝日村			
		山北町	116		
		粟島浦村			
		広域事務組合	64		
		計	281	74	-207
根拠条例・規則等	村上市情報公開条例(同施行規則)、村上市情報公開審査会規則ほか	検討結果	備考	@37,000円×2回	

事務事業調整検討表

総務財政 部会 総務人事 分科会

分科会長 村上市 田嶋雄洋

番号 1 - 1 - 8 - 2 - 2

協定項目 ・ その他	分科会名	総務人事	調整項目	公文書管理	検討確認項目	情報公開の取扱い	検討確認細項目	市長の資産等の公開に関すること
------------	------	------	------	-------	--------	----------	---------	-----------------

村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	広域事務組合
<p>条例 村上市政治倫理の確立のための市長の資産等の公開に関する条例（平成7年12月25日）</p> <p>施行日 平成7年12月25日</p> <p>目的 村上市長の資産等の公開に必要な事項を定める</p> <p>作成項目 資産等報告書（資産等補充報告書） 所得等報告書 関連会社等報告書</p> <p>保存期間 5年</p>	<p>条例 政治倫理の確立のための荒川町長の資産等の公開に関する条例（平成7年9月29日）</p> <p>施行日 平成7年10月1日</p> <p>目的 荒川町長の資産等の公開に必要な事項を定める</p> <p>作成項目 資産等報告書（資産等補充報告書） 所得等報告書 関連会社等報告書</p> <p>保存期間 5年</p>	<p>条例 政治倫理の確立のための神林村長の資産等の公開に関する条例（平成7年9月29日）</p> <p>施行日 平成7年10月1日</p> <p>目的 神林村長の資産等の公開に必要な事項を定める</p> <p>作成項目 資産等報告書（資産等補充報告書） 所得等報告書 関連会社等報告書</p> <p>保存期間 5年</p>	<p>条例 政治倫理の確立のための朝日村長の資産等の公開に関する条例（平成7年10月27日）</p> <p>施行日 平成7年11月1日</p> <p>目的 朝日村長の資産等の公開に必要な事項を定める</p> <p>作成項目 資産等報告書（資産等補充報告書） 所得等報告書 関連会社等報告書</p> <p>保存期間 5年</p>	<p>条例 政治倫理の確立のための山北町長の資産等の公開に関する条例（平成7年9月27日）</p> <p>施行日 平成7年10月1日</p> <p>目的 山北町長の資産等の公開に必要な事項を定める</p> <p>作成項目 資産等報告書（資産等補充報告書） 所得等報告書 関連会社等報告書</p> <p>保存期間 5年</p>	<p>条例 粟島浦村長の資産等の公開に関する条例（平成7年5月15日）</p> <p>施行日 平成7年10月1日</p> <p>目的 粟島浦村長の資産等の公開に必要な事項を定める</p> <p>作成項目 資産等報告書（資産等補充報告書） 所得等報告書 関連会社等報告書</p> <p>保存期間 5年</p>	<p>該当なし</p>

課題・問題点	なし	調整後における事業費等影響額 <small>単位：千円</small>		
		現況予算額	調整後予算見込額	影響額 -
調整方針	村上市の例により、合併時までに調整する。	村上市		
処理の時期	合併時	荒川町		
具体的処理方法	村上市の例により調整し、合併時に条例制定する。	神林村		
		朝日村		
根拠条例・規則等	村上市政治倫理確立のための市長の資産等の公開に関する条例（同施行規則）ほか	山北町		
		粟島浦村		
		広域事務組合		
		計		
		備考	影響額なし	

事務事業調整検討表

総務財政 部会 総務人事 分科会

分科会長 村上市 田嶋雄洋

番号 1 - 1 - 8 - 2 - 3

協定項目・その他	分科会名	総務人事	調整項目	公文書管理	検討確認項目	情報公開の取扱い	検討確認細項目	個人情報の保護対策に関すること
----------	------	------	------	-------	--------	----------	---------	-----------------

村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	広域事務組合
<p>条例 村上市個人情報保護条例 (平成15年12月19日)</p> <p>施行日 平成16年4月1日</p> <p>目的 個人情報の開示と訂正を求める権利の確立及び個人の権利利益の保護</p> <p>対象 実施機関が収集又は作成した個人に関する情報 (文書、図画、写真、マイクロフィルム、電磁的記録、テープ)</p> <p>規制対象 実施機関 市長、教育委員会、農業委員会、選挙管理委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会、議長 公営企業管理者</p> <p>その他 村上市情報公開・個人情報保護審議会</p>	<p>条例 荒川町個人情報保護条例 (平成12年9月29日)</p> <p>施行日 平成13年4月1日</p> <p>目的 個人情報の開示と訂正を求める権利の確立</p> <p>対象 実施機関が収集又は作成した個人に関する情報 (文書、図画、写真、マイクロフィルム、電磁的記録、テープ)</p> <p>規制対象 実施機関 町長、教育委員会、農業委員会、選挙管理委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会、議長</p> <p>その他 荒川町情報公開・個人情報保護審議会</p>	<p>条例 神林村個人情報保護条例 (平成12年6月27日)</p> <p>施行日 平成12年6月27日</p> <p>目的 個人情報の適正な取扱の確保と権利利益の保護</p> <p>対象 実施機関が収集又は作成した個人に関する情報 (文書、図画、フィルム、磁気テープ)</p> <p>規制対象 実施機関 村長、教育委員会、農業委員会、選挙管理委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会、議長</p> <p>その他 神林村情報公開・個人情報保護審議会</p>	<p>条例 朝日村個人情報保護条例 (平成12年6月30日)</p> <p>施行日 平成12年10月1日</p> <p>目的 個人情報の開示と公正で信頼される村政の推進</p> <p>対象 実施機関が保有する個人に関する情報 (図画、写真、フィルム、磁気媒体を含む)</p> <p>規制対象 実施機関 村長、教育委員会、農業委員会、選挙管理委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会、議長</p> <p>その他 朝日村情報公開・個人情報保護審議会</p>	<p>条例 山北町個人情報保護条例 (平成9年12月22日)</p> <p>施行日 平成10年4月1日</p> <p>目的 個人情報の開示と訂正を求める権利の確立</p> <p>対象 実施機関が収集又は作成した個人に関する情報 (文書、図画、フィルム、磁気テープ)</p> <p>規制対象 実施機関 町長、教育委員会、農業委員会、選挙管理委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会、議長</p> <p>その他 山北町情報公開・個人情報保護審議会</p>	<p>条例 粟島浦村個人情報保護条例 (平成16年3月26日)</p> <p>施行日 平成16年3月26日</p> <p>目的 個人情報の適正な取扱の確保と権利利益の保護</p> <p>対象 実施機関が収集又は作成した個人に関する情報 (文書、図画、写真、マイクロフィルム、電磁的記録、テープ)</p> <p>規制対象 実施機関 村長、教育委員会、農業委員会、選挙管理委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会、議長</p> <p>その他 粟島浦村個人情報保護審査会</p>	<p>条例 岩船地域広域事務組合個人情報保護条例 (平成13年3月29日)</p> <p>施行日 平成14年3月28日</p> <p>目的 個人情報の開示と訂正を求める権利の確立及び個人の権利利益の保護</p> <p>対象 実施機関が作成した個人に関する情報 (文書、図画、写真、テープ磁気媒体含む)</p> <p>実施機関 理事会、教育委員会、監査委員 議会、消防本部</p> <p>その他 岩船地域広域事務組合情報公開・個人情報保護審議会</p>

課題・問題点	調整後における事業費等影響額						単位：千円	
	現況予算額	調整後予算見込額	影響額		-			
調整方針	現行条例を基に、合併時までに新たに調整する。						村上市	
処理の時期	合併時						荒川町	
具体的処理方法	各市町村の現行条例を基に調整し、合併時に条例制定する。						神林村	
							朝日村	
根拠条例・規則等	村上市個人情報保護条例、神林村個人情報保護条例、神林村電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する規則等ほか						山北町	
							粟島浦村	
							広域事務組合	
							計	
							備考	情報公開の理念に関すること(1-1-8-2-1)計上済み

検討結果

事務事業調整検討表

企画広域 部会 企画広域 分科会
分科会長 山北町 本間 清

番号 3 - 1 - 4 - 1 - 1

協定項目 ・ その他	分科会名	企画広域分科会	調整項目	地域間交流	検討確認項目	国内交流	検討確認細項目	姉妹都市の提携について（国内交流）
------------	------	---------	------	-------	--------	------	---------	-------------------

村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	広域事務組合
姉妹都市の有無：有 福井県鯖江市 昭和56年盟約 目的：歴史的に密接な関係にあることを機縁として、親善友好のきずなを深め、両市の発展を期するため。 交流：教員の交歓研修、スポーツ交流等毎年各分野で交流している。	なし	なし	提携相手 東京都清瀬市 提携年月日 昭和63年10月8日 提携目的（盟約書より） 清瀬市と朝日村は、上越新幹線の開通を機に都市と農村のふれあいを大切に育んできた。時の流れと市民・村民の理解のもとに更に産業・経済・教育文化の交流を密にし、両市村の繁栄と発展を期するため、ここに姉妹都市の盟約を締結する。 交流事業 ゲートボール交流 清瀬市民まつりへの参加 特産送付	なし	なし	なし

課題・問題点	・村上市、朝日村のみであるが、交流相手が同一でない（2市）。 ・交流相手の意向。	調整後における事業費等影響額 <small>単位：千円</small>			
			現況予算額	調整後予算見込額	影響額
調整方針	相手の意向を聞き、継続するか否かを決定する。	村上市			
処理の時期	合併後	荒川町			
具体的処理方法	相手の意向を聞き、継続するか否かを決定する。継続するとなれば、新市として姉妹都市を締結する。	神林村			
		朝日村	1,740		
根拠条例・規則等		山北町			
		粟島浦村			
		広域事務組合			
		計	1,740	1,740	0
		検討結果	備考		

事務事業調整検討表

企画広域 部会 企画広域 分科会
分科会長 山北町 本間 清

番号 3 - 1 - 4 - 1 - 2

協定項目 ・ その他	分科会名	企画広域分科会	調整項目	地域間交流	検討確認項目	国内交流	検討確認細目	その他地域間交流について（国内交流）
------------	------	---------	------	-------	--------	------	--------	--------------------

村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	広域事務組合
なし	なし	なし	<p>全国朝日連絡会 目的：全国の朝日町・朝日村が一堂に会して相互の歴史、文化、風土等について理解を深め、全国朝日の連携と各地域の活性化を図ることを目的とする。 メンバー：全国「朝日」9町村 平成15年度予算額：63千円</p> <p>日本の滝全国協議会 目的：「日本の滝100選」に選定された滝をはじめ、その他の滝を有する関係団体が、お互いに交流を深め、滝に代表される日本の豊かな自然を守り、人々の愛郷心を育むとともに、心豊かな人づくり、自然と共生するうるおいのある国づくり、ふるさとづくりを進めることを目的とする。 メンバー：滝を有する全国81市町村 平成15年度予算額：140千円</p>	<p>地域づくりフォラムの開催 参加者 青森県稲垣村 新潟県高柳町 福島県三島町 山梨県早川町 愛知県足助町 新潟県山北町 目的 地域に眠る財産を発掘した町づくりを目的に開催 その他 年に持ち回りで1回開催</p>	なし	なし

課題・問題点	<ul style="list-style-type: none"> ・朝日村、山北町で実施。 ・継続する場合、新市で実施するのか地区単位で実施するのか。 	調整後における事業費等影響額 単位：千円		
		現況予算額	調整後予算見込額	影響額
調整方針	相手の意向を聞き、継続するか否かを決定する。	村上市		
処理の時期	合併後	荒川町		
具体的処理方法	相手の意向を聞き、継続するか否かを決定する。継続するとなれば、新市として交流を存続する。	神林村		
		朝日村	203	
根拠条例・規則等		山北町	419	
		粟島浦村		
		広域事務組合		
		計	622	622
		検討結果	備考	

事務事業調整検討表

企画広域 部会 企画広域 分科会
分科会長 山北町 本間 清

番号 3 - 1 - 4 - 2 - 1

協定項目 ・ その他	分科会名	企画広域分科会	調整項目	地域間交流	検討確認項目	国際交流	検討確認細項目	国際交流について
------------	------	---------	------	-------	--------	------	---------	----------

村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	広域事務組合
国際交流事業 ・韓国襄陽郡との交流会 予算250千円 ・国際文化(クロスカルチャー) 講座 予算435千円 ・その他イベント 村上・笹川流れ国際トライアソン 国際交流推進計画 平成8年3月策定 計画期間：平成12年度	なし	農業を通じた友好的な関係にはある。 ・中国ハルビン	平成12年7月の朝日村大須戸能ドイツ公演を機に、地元のシラー劇団と能保存会が「姉妹団体」の調印をした。 翌、平成13年9月には、シラー劇団と関係者32人が来村し、1週間大須戸集落にホームステイし交流を深め、2回の演劇公演も実施した。 平成15年度には第2回目のドイツ公演を実施し、熱い交流を行った。 ・平成15年度予算 補助金 2,000千円 旅費 632千円 交流の実施主体はあくまでも、大須戸能保存会であるが、交流に要する経費等については、村が全面的に支援している。	なし	なし	なし

課題・問題点	・村上市、神林村、朝日村で実施。 ・継続する場合、新市で実施するのか、地区単位で実施するのか。	調整後における事業費等影響額 <small>単位：千円</small>			
		現況予算額	調整後予算見込額	影響額	
調整方針	相手の意向を聞き、継続するか否かを決定する。国際交流計画については、新市に移行後、速やかに調整する。	村上市	685		
処理の時期	合併後	荒川町			
具体的処理方法	新市に移行後、国際交流推進計画を策定する。	神林村			
		朝日村	2,632		
根拠条例・規則等		山北町			
		粟島浦村			
		広域事務組合			
		計	3,317	3,317	0
		備考	朝日村は不定期開催		

事務事業調整検討表

総務財政 部会 防災交通 分科会

分科会長 神林村 坂川秀雄

番号 1 - 2 - 1 - 1 - 2

協定項目	その他	分科会名	防災交通	調整項目	地域防災	検討確認項目	地域防災について	検討確認細項目	地域防災計画(水防計画)
------	-----	------	------	------	------	--------	----------	---------	--------------

村上市		荒川町		神林村		朝日村		山北町		粟島浦村		広域事務組合
地域防災計画策定の有無	有	地域防災計画策定の有無	有	地域防災計画策定の有無	有	地域防災計画策定の有無	有	地域防災計画策定の有無	有	地域防災計画策定の有無	有	
特定災害対策計画		特定災害対策計画		特定災害対策計画		特定災害対策計画		特定災害対策計画		特定災害対策計画		
震災対策	有	震災対策	有	震災対策	有	震災対策	有	震災対策	有	震災対策	有	
風水害対策	有	風水害対策	無	風水害対策	有	風水害対策	有	風水害対策	有	風水害対策	有	
火山災害対策	無	火山災害対策	無	火山災害対策	無	火山災害対策	無	火山災害対策	無	火山災害対策	無	
雪害対策	有	雪害対策	無	雪害対策	有	雪害対策	有	雪害対策	有	雪害対策	無	
林野火災対策	有	林野火災対策	無	林野火災対策	有	林野火災対策	無	林野火災対策	無	林野火災対策	無	
原子力災害対策	無	原子力災害対策	無	原子力災害対策	無	原子力災害対策	無	原子力災害対策	無	原子力災害対策	無	
その他	有	その他	無	その他	有	その他	有	その他	無	その他	無	

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

課題・問題点	なし										調整後における事業費等影響額		
											単位：千円		
											現況予算額	調整後予算見込額	影響額
調整方針	・新市に移行後速やかに調整する										村上市		
処理の時期	・合併後										荒川町		
具体的処理方法	・合併時には各市町村の防災計画を新市の計画とし、合併後すみやかに新市の地域防災計画を策定する。										神林村		
根拠条例・規則等	・災害対策基本法										朝日村		
											山北町		
											粟島浦村		
										広域事務組合			
										計	20,000	20,000	
										備考	調整後予算見込額は、村上市の計画策定経費17,000千円+とした		

事務事業調整検討表

総務財政 部会 防災交通 分科会

分科会長 神林村 坂川秀雄

番号	1 - 2 - 1 - 1 - 7
----	-------------------

協定項目	その他	分科会名	防災交通	調整項目	地域防災	検討確認項目	地域防災について	検討確認細項目	自主防災組織
------	-----	------	------	------	------	--------	----------	---------	--------

村上市		荒川町		神林村		朝日村		山北町		粟島浦村		広域事務組合					
自主防災組織の組織数		自主防災組織の組織数		自主防災組織の組織数		自主防災組織の組織数		自主防災組織の組織数		自主防災組織の組織数							
町内会	11	町内会	なし	町内会	なし	町内会	なし	町内会	7	町内会	2						
小学校区		小学校区	なし	小学校区	なし	小学校区	なし	小学校区		小学校区							
計	11	計		計		計		計	7	計	2						
自主防災組織の設立運営に関する助成の有無		自主防災組織の設立運営に関する助成の有無		自主防災組織の設立運営に関する助成の有無		自主防災組織の設立運営に関する助成の有無		自主防災組織の設立運営に関する助成の有無		自主防災組織の設立運営に関する助成の有無							
設立時補助	無	設立時補助	無	設立時補助	なし	設立時補助	無	設立時補助	無	設立時補助	無						
運営(活動費)補助	無	運営(活動費)補助	無	運営(活動費)補助	なし	運営(活動費)補助	無	運営(活動費)補助	無	運営(活動費)補助	無						
資機材購入費補助	有	資機材購入費補助	無	資機材購入費補助	なし	資機材購入費補助	無	資機材購入費補助	有	資機材購入費補助	有						
その他		その他		その他		その他		その他		その他							
補助金 資機材購入費補助 10万円を限度に1/2補助								補助金 資機材購入費補助 20万円を限度に1/2補助 防災マップ作成 2/3補助									
課題・問題点		<ul style="list-style-type: none"> ・資機材購入補助、防災マップ作成補助の有無・補助額の相違 ・サラリーマン消防団員の増加等に伴う昼間消防力の低下、高齢化が懸念される 										調整後における事業費等影響額 単位：千円					
調整方針		<ul style="list-style-type: none"> ・資機材購入補助は村上市、防災マップ作成補助は山北町の例により、合併時までに調整する。 										村上市	100	調整後予算見込額	100	影響額	-
処理の時期		<ul style="list-style-type: none"> ・合併時 										荒川町					
具体的処理方法		<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織の育成に努める。 ・自主防災組織の育成のため資機材等購入補助などを実施する。資機材購入補助は村上市、防災マップ作成補助は山北町の例による。 										神林村					
根拠条例・規則等		<ul style="list-style-type: none"> ・村上市自主防災組織補助金交付要綱・自主防災組織支援事業補助金交付要綱(山北町) 										朝日村					
												山北町	480	480	0		
												粟島浦村					
												広域事務組合					
												計	580	580	0		
												備考	当面調整後予算見込額は現況予算額程度 将来的には増加見込				

事務事業調整検討表

総務財政 部会 防災交通 分科会

分科会長 神林村 坂川秀雄

番号 1 - 2 - 1 - 1 - 4

協定項目	その他	分科会名	防災交通	調整項目	地域防災	検討確認項目	地域防災について	検討確認細項目	防災無線通信施設等(同報)
------	-----	------	------	------	------	--------	----------	---------	---------------

村上市		荒川町		神林村		朝日村		山北町		粟島浦村		広域事務組合	
親局数	1	親局数		親局数		親局数	1	親局数	1	親局数	なし	親局数	
中継局数	1	中継局数		中継局数		中継局数		中継局数	3	中継局数	なし	中継局数	
子局		子局		子局		子局		子局		子局		子局	
屋外拡声子局	59	屋外拡声子局		屋外拡声子局		屋外拡声子局	19	屋外拡声子局	52	屋外拡声子局	なし	屋外拡声子局	
アンサーバック付	15	アンサーバック付		アンサーバック付		アンサーバック付		アンサーバック付		アンサーバック付		アンサーバック付	
戸別受信機	8,080	戸別受信機		戸別受信機		戸別受信機	3,053	戸別受信機	2,600	戸別受信機		戸別受信機	
戸別受信機設置形態	全戸設置	戸別受信機設置形態		戸別受信機設置形態		戸別受信機設置形態	全戸設置	戸別受信機設置形態	全戸設置	戸別受信機設置形態	なし	戸別受信機設置形態	
整備年度	自平成5年度 至平成10年度	整備年度	自 至	整備年度	自 至	整備年度	自昭和63年度 至平成元年度	整備年度	自昭和51年度 至昭和54年度	整備年度	自 至	整備年度	自 至

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

課題・問題点	・防災行政無線設備のない町村がある・防災行政無線設備については市町村間の周波数が異なる・転入、転出等個別受信設備管理システムのない町村がある・個人は無料だが、事業所について個別受信設備の設置費用負担が市町村で異なる・放送内容の範囲が異なる										調整後における事業費等影響額 単位：千円		
											現況予算額	調整後予算見込額	影響額
調整方針	・新市に移行後調整する。										村上市	243,500	243,500
処理の時期	・合併後										荒川町	120,000	120,000
具体的処理方法	・設備のない町村へ合併後順次設置する。										神林村	152,500	152,500
											朝日村	212,000	212,000
根拠条例・規則等	村上市防災行政無線管理運用規則、要綱・朝日村情報連絡施設設置条例、管理運用規程、運営協議会規程、遠隔制御局管理運用規程・山北町防災行政無線管理運用規則										山北町	219,000	219,000
											粟島浦村	51,000	51,000
											広域事務組合		
										計	998,000	998,000	
										備考	積算単価 親局 37,000千円 子局 3,500千円		

事務事業調整検討表

総務財政 部会 防災交通 分科会

分科会長 神林村 坂川秀雄

番号 1 - 2 - 5 - 5 - 1

協定項目	その他	分科会名	防災交通	調整項目	交通安全	検討確認項目	交通安全組織等	検討確認細項目	交通安全協会
------	-----	------	------	------	------	--------	---------	---------	--------

村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	広域事務組合
支部長 村上市助役 副支部長 交通指導隊長 副支部長 村上市総務課長 東部支会 (東部母の会) 西部支会 (西部母の会) 南部支会 (南部母の会) 北部支会 (北部母の会) 中央支会 (中央母の会) 岩船支会 (岩船母の会) 瀬波支会 (瀬波母の会) 山辺里支会 (山辺里母の会) 上海府支会 (上海府母の会) 事務局 村上市総務課防災交通係	支部長 理事(役員)から互選 副支部長 " 副支部長 " 支会 7 (第1~第7支会) 交通安全母の会 会長 1名 副会長 2名 事務局 荒川町企画振興課企画振興係	交通安全協会 支部長 支会長より互選 副支部長 支会長より互選 副支部長 支会長より互選 平林支会 神納支会 神納東支会 西神納支会 牛屋支会 福田支会 塩谷支会 北新保長松支会 交通安全母の会 会長 1名 副会長 5名 理事 5名 監事 2名 事務局 神林村総務課防災係	支部長 安協役員 副支部長 安協役員 副支部長 安協役員 理事 各支会長 評議員 各支副会長 参与 村内駐在所 監事 各支会持ち回り 幹事 課長、補佐 母の会 会長 各支会持ち回り 副会長 " 副会長 " 理事 各支会長、副会長 幹事 課長、補佐 館腰支会 (館腰支会母の会) 三面支会 (三面支会母の会) 高根支会 (高根支会母の会) 猿沢支会 (猿沢支会母の会) 塩野町支会 (塩野町支会母の会) 事務局 朝日村住民生活課 交通安全対策係 任期 2年	村上地区交通安全協会山北支部 支部長 1名 副支部長 2名 女性部長 1名 1 府屋支会 2 大川谷支会 3 中俣支会 4 中継支会 5 黒川保支会 6 八幡支会 7 下海府支会 母の会は、婦人会が平成12年5月 解散したため、女性部が兼務。 事務局 山北町総務税政課 防災交通係 任期 2年	・粟島支部 役場総務課交通安全係	

課題・問題点	・事務局の設置について	調整後における事業費等影響額		
		単位：千円		
調整方針	・現行の各支部組織のまま新市に引き継ぐ。	現況予算額	調整後予算見込額	影響額
		村上市		
処理の時期	・合併時	関川村		
		荒川町		
具体的処理方法	・現行のまま新市に引き継ぐとともに、事務局は、旧市町村ごとに設置する。	神林村		
		朝日村		
根拠条例・規則等	・村上地区交通安全協会村上支部規約・村上地区交通安全協会荒川支部規約・荒川町交通安全母の会会則・村上地区交通安全協会神林支部規約・村上地区交通安全協会朝日支部規約・朝日村交通安全母の会会則・村上地区交通安全協会山北支部規約	山北町		
		粟島浦村		
		計		
		備考	影響額なし	

検討結果

事務事業調整検討表

総務財政 部会 防災交通 分科会
分科会長 神林村 坂川秀雄

番号 1 - 2 - 6 - 2 - 1

協定項目 ・ その他	分科会名	防災交通	調整項目	防犯対策	検討確認項目	防犯街路灯	検討確認細項目	防犯街路灯設置基準
------------	------	------	------	------	--------	-------	---------	-----------

村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	広域事務組合
防犯街路灯の設置及び維持管理 (1)申請方法 区からの申請による (2)設置基準 (設置等の基準による) 設置場所 市道及び主要道、生活道路 灯柱間隔 35m以上、ただし見通しの悪いところはこの限りでない	防犯街路灯の設置及び維持管理 (1)申請方法 区からの申請による (2)設置基準 設置場所 町道及び主要道、生活道路 灯柱間隔 特に規定はしていない。現状により設置	防犯街路灯の設置及び維持管理 (1)申請方法 区からの申請による (2)設置基準 設置場所 集落内の主要道等	防犯街路灯の設置及び維持管理 (1)申請方法 集落区長からの申請 (2)設置基準 設置場所 集落区長から要望のあつた村道及び主要道、生活道路	防犯街路灯の設置及び維持管理 (1)申請方法 集落単位での申請 (2)設置基準 設置場所 町道及び生活道路	防犯街路灯の設置及び維持管理 (1)申請方法 区又は個人による申請 (2)設置基準 設置場所 村道及び生活道路	

課題・問題点	・設置基準の相違	調整後における事業費等影響額 <small>単位：千円</small>		
		現況予算額	調整後予算見込額	影響額 -
調整方針	・村上市以外の例により、合併時までに調整する。	村上市		
処理の時期	・合併時	荒川町		
具体的処理方法	・設置基準を「区から要望のあつた町、集落内の主要道に設置する」とこととする。	神林村		
		朝日村		
根拠条例・規則等	・朝日村防犯灯設置費補助金交付要綱・集落防犯灯補助金交付要綱(山北町)	山北町		
		粟島浦村		
		広域事務組合		
		計		
		検討結果	備考	

事務事業調整検討表

総務財政 部会 防災交通 分科会
分科会長 神林村 坂川秀雄

番号 1 - 2 - 6 - 2 - 2

協定項目	その他	分科会名	防災交通	調整項目	防犯対策	検討確認項目	防犯街路灯	検討確認細項目	防犯街路灯設置補助
------	-----	------	------	------	------	--------	-------	---------	-----------

村上市		荒川町		神林村		朝日村		山北町		粟島浦村	広域事務組合																																				
項目	負担区分	項目	負担区分	項目	負担区分	項目	負担区分	項目	負担区分																																						
設置基準に適合した新設工事費	市負担	新設工事費	町負担	新設工事費	経費の1/2補助 上限10,000円	新設工事費	集落内 村が 17,000円補助	設置基準に適合した新設工事費	工事費の3分の1	・全額村負担																																					
白熱灯から蛍光灯への取替工事費	市負担	白熱灯か蛍光灯への取替工事費	集落内は区 集落外は町	取り替え・移設工事	経費の1/2補助 上限10,000円	白熱灯か蛍光灯への取替工事費	集落負担	白熱灯から蛍光灯への取替工事費	工事費の3分の1																																						
既設街路灯の移設経費	区負担	既設街路灯の移設経費	集落内は区 集落外は町			既設街路灯の移設経費	集落内移設は村が 11,000円補助	既設街路灯の移設経費	工事費の3分の1																																						
電気料金	市負担 ただし区が設置したものは区の負担	電気料	集落内に設置されているものは区負担 集落と集落間は町負担	電気料金	集落で設置したものは集落負担 村で設置したものは村負担	電気料金	集落で設置したものは、村で半額補助。 村で設置したものは村負担	電気料金	3分の1																																						
修繕費	市負担 ただし区が設置したものは区の負担	修繕費	集落内に設置されているものは区負担 集落と集落間は町負担	修繕費	集落で設置したものは集落負担 村で設置したものは村負担	修繕費	集落で設置したものは集落負担 村で設置したものは村負担	修繕料	工事費の3分の1																																						
私設防犯街路灯が市へ寄贈、移管された場合の電気料金及び修繕費は、市が負担する。																																															
・平成12年度防犯街路灯設置数 新設 16基 費用 500千円 修繕 854件 費用 5,876千円		・平成12年度防犯街路灯設置数 新設 12基 費用 624千円 修繕 23件 費用 428千円		・平成12年度防犯街路灯設置数 新設 5基 費用 50千円 修繕 0件 費用 0千円		・平成13年度防犯街路灯設置数 新設 35基 費用 1,481千円 移設 12件 費用 132千円 修繕 25件 費用 380千円		・平成12年度防犯街路灯設置数 新設 8基 費用 80千円 修繕 0件 費用 0千円		・平成12年度防犯街路灯設置数 新設 1基 費用 60千円 年1回全70基点検整備 費用 230千円																																					
・平成14年度予算内訳 新設 290千円 修繕 5,400千円 電気料 7,400千円 街路灯分含む。防犯灯との内訳不可				集落内に設置されている街路灯は防犯灯、集落間に設置されている街路灯を道路照明と基本的に呼んでいる。街路灯の新設、取替え、移設工事費は村負担				平成14年4月1日補助金交付要綱改正																																							
課題・問題点		・経費負担割合の相違								調整後における事業費等影響額 単位：千円																																					
										<table border="1"> <tr> <th></th> <th>現況予算額</th> <th>調整後予算見込額</th> <th>影響額</th> </tr> <tr> <td>村上市</td> <td>13,090</td> <td>12,945</td> <td>145</td> </tr> <tr> <td>荒川町</td> <td>2,470</td> <td>1,849</td> <td>621</td> </tr> <tr> <td>神林村</td> <td>470</td> <td>520</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>朝日村</td> <td>3,393</td> <td>2,110</td> <td>1,283</td> </tr> <tr> <td>山北町</td> <td>767</td> <td>373</td> <td>394</td> </tr> <tr> <td>粟島浦村</td> <td>280</td> <td>280</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>広域事務組合</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>20,470</td> <td>18,077</td> <td>2,393</td> </tr> </table>			現況予算額	調整後予算見込額	影響額	村上市	13,090	12,945	145	荒川町	2,470	1,849	621	神林村	470	520	50	朝日村	3,393	2,110	1,283	山北町	767	373	394	粟島浦村	280	280	0	広域事務組合				計	20,470	18,077	2,393
	現況予算額	調整後予算見込額	影響額																																												
村上市	13,090	12,945	145																																												
荒川町	2,470	1,849	621																																												
神林村	470	520	50																																												
朝日村	3,393	2,110	1,283																																												
山北町	767	373	394																																												
粟島浦村	280	280	0																																												
広域事務組合																																															
計	20,470	18,077	2,393																																												
調整方針		・現行のものとは違う、新たな方向で調整する。																																													
処理の時期		・合併時																																													
具体的処理方法		・新設工事費 経費の1/2補助、上限20,000円 移設経費 区負担・電気料金、修繕費（蛍光灯取替等） 新市負担 ただし、区が設置したものは区の負担・区で設置した防犯灯の移管、寄贈は受けないこととする。																																													
根拠条例・規則等		・集落防犯灯補助金交付要綱（山北町）								検討結果 備考 、とも街路灯を含む																																					

事務事業調整検討表

住民福祉 部会 環境衛生 分科会

分科会長 村上市 吉田実

番号 4 - 7 - 5 - 1 - 1

協定項目・その他	分科会名	環境衛生	調整項目	火葬場	検討確認項目	運営方法	検討確認細項目	管理運営方法について
----------	------	------	------	-----	--------	------	---------	------------

村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	広域事務組合
・村上市 村上市火葬場条例	岩船地域広域事務組合	岩船地域広域事務組合	村上市に事務委託	温海町と共同にかかる経費については(火葬+霊きゅう)の使用料-歳出=不足分を使用割合で両町で負担する。 (根拠条例・規則等) ・山北町の特別職の職員で非常勤のもの の報酬及び費用弁償に関する条例 ・山北町火葬場設置条例 ・山北町火葬場及び霊きゅう自動車使用に関する規則		

課題・問題点	火葬場が3施設あるが、管理運営方法が違う。(山北町火葬場にあつては、合併対象外地域の温海町との共同運営につき温海町と協議が必要)	調整後における事業費等影響額			
		単位:千円			
調整方針	3施設とも新市に引き継ぐ。	現況予算額	調整後予算見込額	影響額	
処理の時期	合併時	村上市	21,085	21,085	0
具体的処理方法	合併時に、新市に引き継ぎ運営を継続する。 山北町火葬場の温海町との関係を除き、使用区域区分は行わない。 山北町火葬場にあつては、温海町との協議が必要)	荒川町	5,743	5,743	0
		神林村	3,327	5,497	2,170
		朝日村	5,416	5,416	0
		山北町	7,282	7,282	0
		粟島浦村			0
根拠条例・規則等		広域事務組合			0
		計	42,853	45,023	2,170
		検討結果	備考		

事務事業調整検討表

住民福祉 部会 環境衛生 分科会
分科会長 村上市 吉田実

番号 4 - 7 - 5 - 2 - 1

協定項目・その他	分科会名	環境衛生	調整項目	火葬場	検討確認項目	使用料	検討確認細項目	寝棺
----------	------	------	------	-----	--------	-----	---------	----

村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	広域事務組合
○15歳以上 管内 15,000円 管外 30,000円 ○8才以上15才未満 管内 7,200円 管外 10,800円 ○8才未満の者 管内 5,200円 管外 7,800円 *管内とは村上市と朝日村	寝棺 (1)15歳以上の者 管内 15,000円 管外 30,000円 (1)15歳未満の者 管内 10,000円 管外 20,000円 「管内」とは、荒川町、関川村、神林村	1 15歳以上 1体 1) 管内 15,000円 2) 管外 30,000円 2 15歳未満及び死胎(妊娠4か月以上) 1体又は1胎 1) 管内 10,000円 2) 管外 20,000円	○15歳以上 管内 15,000円 管外 30,000円 ○8才以上15才未満 管内 7,200円 管外 10,800円 ○8才未満の者 管内 5,200円 管外 7,800円 *管内とは村上市と朝日村	【本町の住民】 大人 15,000円 子供(15歳未満) 11,500円 【町外住民】 大人 30,000円 子供(15歳未満) 18,400円 温海町は本町扱い (根拠条例・規則等) ・山北町火葬場設置条例		

課題・問題点	火葬場が3施設あり、使用料が違う。(山北町火葬場にあつては、合併対象外地域の温海町との共同運営につき温海町との協議も必要)	調整後における事業費等影響額			
		単位:千円			
調整方針	現行のものとは違う、新たな方向で調整する。	村上市	7,020	7,020	0
		荒川町			
処理の時期	合併時	神林村	5505	5505	0
		朝日村			
具体的処理方法	・15歳以上、8歳~15歳未満、8歳未満の3段階とし、管外は管内の2倍とする。15歳以上:管内15,000円、管外30,000円 8歳~15歳未満:管内10,000円、管外20,000円 8歳未満:管内5,000円、管外10,000円 ・山北町においては、温海町との協議を済ませておく。	山北町	3,716	3,715	
		粟島浦村			
根拠条例・規則等	村上市火葬場条例、山北町火葬場設条例、岩船地域広域事務組合斎場設置及び管理に関する条例	広域事務組合			
		計	16,241	16,240	
		検討結果	備考		

事務事業調整検討表

住民福祉 部会 環境衛生 分科会

分科会長 村上市 吉田実

番号 4 - 7 - 5 - 2 - 2

協定項目・その他	分科会名	環境衛生	調整項目	火葬場	検討確認項目	使用料	検討確認細項目	死胎		
村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	広域事務組合				
死産児 管内 2,400円 管外 3,600円	死胎(妊娠4ヶ月未満) 管内 3,000円 管外 3,000円	○ 死胎(妊娠4か月未満) 1胎 3,000円	死産児 管内 2,400円 管外 3,600円	死産児(改葬を含む) ・町内 8,100円 ・町外 13,900円						
村上市火葬場条例	「管内」とは、荒川町、関川村、神林村	条例・規則 ・ 荒川郷衛生一部事務組合斎場設置及び管理に関する条例 ・ 荒川郷衛生一部事務組合斎場設置及び管理に関する条例施行規則		(根拠条例・規則等) ・ 山北町火葬場設置条例						
課題・問題点	火葬場が3施設あり、使用料に相違がある。(山北町火葬場にあつては、合併対象外地域の温海町との共同運営につき温海町との協議も必要)						調整後における事業費等影響額 単位：千円			
調整方針	現行のものとは違う、新たな方向で調整する。						現況予算額	調整後予算見込額	影響額	
処理の時期	合併時						村上市	19	24	5
具体的処理方法	・管内・管外の区別をしない。死産児は3,000円とする。 ・山北町においては、温海町との協議を済ませておく。						荒川町			
根拠条例・規則等	村上市火葬場条例、山北町火葬場設条例、岩船地域広域事務組合斎場設置及び管理に関する条例						神林村	15	15	0
							朝日村			
							山北町	22	6	-16
							粟島浦村			
			広域事務組合							
			計	56	45	-11				
			検討結果		備考					

事務事業調整検討表

住民福祉 部会 環境衛生 分科会
分科会長 村上市 吉田実

番号 4 - 7 - 5 - 2 - 3

協定項目・その他	分科会名	環境衛生	調整項目	火葬場	検討確認項目	使用料	検討確認細項目	産汚物
----------	------	------	------	-----	--------	-----	---------	-----

村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	広域事務組合
産汚物 1個 800円 村上市火葬場条例	産汚物 1個 3,000円	産汚物 1個 3,000円 条例・規則 ・ 荒川郷衛生一部事務組合斎場設置及び管理に関する条例 ・ 荒川郷衛生一部事務組合斎場設置及び管理に関する条例施行規則	産汚物 1個 800円	産汚物・傷病汚物一緒に胎盤等として ・ 町内 4,600円 ・ 町外 6,900円 (根拠条例・規則等) ・ 山北町火葬場設置条例		

課題・問題点	火葬場が3施設あり、使用料に相違がある。(山北町火葬場にあつては、合併対象外地域の温海町との共同運営につき温海町との協議も必要)	調整後における事業費等影響額		
		単位：千円		
調整方針	現行のものとは違う、新たな方向で調整する。	村上市	0	0
		荒川町		
処理の時期	合併時	神林村	0	0
		朝日村	0	0
具体的処理方法	・管内・管外の区別をしない。産汚物は1件3,000円とする。 ・山北町においては、温海町との協議を済ませておく。	山北町	0	0
		粟島浦村	0	0
根拠条例・規則等	村上市火葬場条例、山北町火葬場設条例、岩船地域広域事務組合斎場設置及び管理に関する条例	広域事務組合	0	0
		計	0	0
		検討結果	備考	実績なし

事務事業調整検討表

住民福祉 部会 環境衛生 分科会

分科会長 村上市 吉田実

番号 4 - 7 - 5 - 2 - 4

協定項目・その他	分科会名	環境衛生	調整項目	火葬場	検討確認項目	使用料	検討確認細項目	傷病汚物
----------	------	------	------	-----	--------	-----	---------	------

村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	広域事務組合
傷病汚物 1個 1,200円 村上市火葬場条例	傷病汚物 1個 3,000円 その他(改葬及びその他) 動物 1件 5,000円	傷病汚物 1個 3,000円 検討確認細項目なし ・改葬及びその他 1件 5,000円 条例・規則 ・荒川郷衛生一部事務組合斎場設置及び管理に関する条例 ・荒川郷衛生一部事務組合斎場設置及び管理に関する条例施行規則	傷病汚物 1個 1,200円	(産汚物に含まれる) (根拠条例・規則等) ・山北町火葬場設置条例		

課題・問題点	火葬場が3施設あり、使用料に相違がある。(山北町火葬場にあつては、合併対象外地域の温海町との共同運営につき温海町との協議も必要)	調整後における事業費等影響額 <small>単位:千円</small>			
		現況予算額	調整後予算見込額	影響額	
調整方針	現行のものとは違う、新たな方向で調整する。	村上市	2	6	4
処理の時期	合併時	荒川町			
具体的処理方法	・管内・管外の区別をしない。傷病汚物は1個 3,000円とする。 ・山北町においては、温海町との協議を済ませておく。	神林村	0	0	0
		朝日村	0	0	0
根拠条例・規則等	村上市火葬場条例、山北町火葬場設条例、岩船地域広域事務組合斎場設置及び管理に関する条例	山北町	0	0	0
		粟島浦村	0	0	0
		広域事務組合			0
		計	2	6	4
		検討結果	備考		

事務事業調整検討表

住民福祉 部会 環境衛生 分科会
分科会長 村上市 吉田実

番号 4 - 7 - 8 - 2 - 1

協定項目 ・ その他	分科会名	環境衛生	調整項目	公害対策	検討確認項目	公害防止	検討確認細項目	公害防止条例について
------------	------	------	------	------	--------	------	---------	------------

村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	広域事務組合
・条例制定あり 条例・規則 ・ 村上市公害防止条例 ・ 村上市公害防止条例施行規則	なし	・条例制定あり 条例・規則 ・ 神林村公害防止条例 ・ 神林村公害防止条例施行規則	・条例制定あり 条例・規則 朝日村公害防止条例 朝日村公害防止条例施行規則 * 昭和51年12月1日施行	なし	なし	

課題・問題点	公害防止条例がない市町村もある。	調整後における事業費等影響額 <small>単位：千円</small>		
		現況予算額	調整後予算見込額	影響額 -
調整方針	村上市の例により、合併時までに調整する。	村上市		
処理の時期	合併時	荒川町		
具体的処理方法	村上市の例により、公害防止条例を制定する。	神林村		
		朝日村		
		山北町		
根拠条例・規則等	村上市公害防止条例・規則	粟島浦村		
		広域事務組合		
		計		
		検討結果	備考	

事務事業調整検討表

住民福祉 部会 環境衛生 分科会

分科会長 村上市 吉田実

番号 4 - 7 - 8 - 2 - 2

協定項目・その他	分科会名	環境衛生	調整項目	公害対策	検討確認項目	公害防止	検討確認細項目	公害防止協定の締結について
----------	------	------	------	------	--------	------	---------	---------------

村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	広域事務組合
26事業所	15事業所	12事業所	41事業所	3事業所		

課題・問題点		調整後における事業費等影響額 <small>単位：千円</small>		
		現況予算額	調整後予算見込額	影響額 -
調整方針	現行のまま新市に引き継ぐが、公害防止条例・規則に基づき協定を整理する。	村上市		
処理の時期	合併後	荒川町		
具体的処理方法	各市町村締結の協定については現行のまま新市に引き継ぎ、条例・規則制定後に協定の見直しを行う。	神林村		
		朝日村		
根拠条例・規則等		山北町		
		粟島浦村		
		広域事務組合		
		計		
		検討結果	備考	

事務事業調整検討表

税 政 部 会 民 税 収 納 分 科 会
分科会長 村 上 市 本 間 正 志

番 号 2 - 1 - 10 - 1 - 1

協定項目	その他	分科会名	民税収納	調整項目	その他	検討確認項目	口座振替	検討確認細項目	手数料
------	-----	------	------	------	-----	--------	------	---------	-----

村 上 市	荒 川 町	神 林 村	朝 日 村	山 北 町	粟 島 浦 村	広域事務組合
金融機関 1件 7円 郵便局 1件 10円	金融機関 1件 10円 郵便局 1件 10円	金融機関 1件 10円 郵便局 1件 10円	金融機関 1件 10円 郵便局 1件 10円	金融機関 1件 5円 郵便局 1件 10円	金融機関 制度なし 郵便局 1件 10円	

課 題 ・ 問 題 点	村上市で銀行1件7円、荒川町、神林村で銀行1件10円、朝日村で銀行1件10円、山北町で銀行1件5円と手数料が異なる。郵便局は同額。	調整後における事業費等影響額 <small>単位：千円</small>		
		現況予算額	調整後予算見込額	影響額 -
調 整 方 針	現行のものとは違う、新たな方向で調整する。	村 上 市		
処 理 の 時 期	合併時	荒 川 町		
具 体 的 処 理 方 法	収納取扱金融機関との調整のうえ、統一した手数料を定める。	神 林 村		
		朝 日 村		
		山 北 町		
		粟 島 浦 村		
根 拠 条 例 ・ 規 則 等		広 域 事 務 組 合		
		計		
		備 考		

事務事業調整検討表

税 政 部 会 民 税 収 納 分 科 会

分科会長 村 上 市 本 間 正 志

番 号 2 - 1 - 7 - 1 - 1

協定項目 ・ その他	分科会名	民税収納	調整項目	督促手数料	検討確認項目	督促手数料	検討確認細項目	督促手数料
------------	------	------	------	-------	--------	-------	---------	-------

村 上 市	荒 川 町	神 林 村	朝 日 村	山 北 町	粟 島 浦 村	広域事務組合
督促状1通につき 100円 ただし、やむを得ない理由 があると認めるときは徴収 しない 村上市税条例第11条	督促状1通につき 100円 ただし、やむを得ない理由 があると認めるときは徴収 しない	督促状1通につき 100円 ただし、やむを得ない理由 があると認めるときは徴収 しない	督促状1通につき 100円 ただし、やむを得ない理由 があると認めるときは徴収 しない	督促状1通につき 100円 ただし、やむを得ない理由 があると認めるときは徴収 しない	督促状1通につき 20円 ただし、やむを得ない理由 があると認めるときは徴収 しない	

課 題 ・ 問 題 点	粟島浦村で手数料20円と外の6市町村の手数料100円と督促手数料異なる	調整後における事業費等影響額 <small>単位：千円</small>		
		現況予算額	調整後予算見込額	影響額 -
調 整 方 針	村上市の例により、合併時までに調整する。	村 上 市		
処 理 の 時 期	合併時	荒 川 町		
具 体 的 処 理 方 法	粟島浦村を他の各市町村と同一の100円に統一する。	神 林 村		
		朝 日 村		
根 拠 条 例 ・ 規 則 等	税 条 例	山 北 町		
		粟 島 浦 村		
		広域事務組合		
		計		
		備 考	影響額なし	

事務事業調整検討表

住民福祉 部会 住民 分科会
分科会長 村上市 竹内和広

番号 4 - 1 - 2 - 1 - 2

協定項目	その他	分科会名	住民	調整項目	住民基本台帳ネットワーク	検討確認項目	住民基本台帳ネットワーク	検討確認細項目	カードの利用について
------	-----	------	----	------	--------------	--------	--------------	---------	------------

村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	広域事務組合
各市町村ともカードの多目的利用について検討中である。						

課題・問題点	住民基本台帳カードについては、村上市が独自発行、他の町村は委託により発行している。交付手数料については6市町村とも500円に統一されているが、カードの独自利用については6市町村とも検討中であり、具体的な利用計画はない。なお、カード表面に発行市町村名(村上市は市章も)の記載があるが、その際にカード裏面への追記で対応するか、また引替交付を行うかは、カード多目的利用の整備状況を見ながら判断する必要がある。	調整後における事業費等影響額		
		単位：千円		
調整方針	カード発行については新市への移行後独自発行とし、カードの多目的利用については、新市移行後調整する。	現況予算額	調整後予算見込額	影響額
処理の時期	合併後	村上市		
具体的処理方法	発行については合併後、独自発行となるが、独自利用については利用に関する条例制定が必要となるため、新市に移行後、地域情報化の整備方針と調整を図りながら利用について検討する。	荒川町		
		神林村		
		朝日村		
		山北町		
		粟島浦村		
根拠条例・規則等		広域事務組合		
		計		
		検討結果	備考	

事務事業調整検討表

住民福祉 部会 母子児童援護 分科会

分科会長 神林村 伊与部 久子

番号 4 - 3 - 5 - 5 - 1

協定項目 ・ その他	分科会名	母子児童援護	調整項目	児童福祉	検討確認項目	子育て支援	検討確認細項目	特別保育事業
------------	------	--------	------	------	--------	-------	---------	--------

村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	広域事務組合
<p>特別保育事業 対象：未就園児とその保護者</p> <p>・指導者（常勤保育士）1名 ・担当者（臨時保育士）2名</p> <p>実施場所及び時間 ・第二保育園（鮭っ子広場） 毎週月曜日（10:00～11:30） ・上海府保育園（きらきら広場） 月～金曜日（10:00～11:30） ・岩船保育園(風の子広場) 土曜日（10:00～12:00） <出向> ・山辺里地区子育て広場 毎週火曜日（10:00～12:00） ・岩船地区子育て広場 毎週金曜日（10:00～12:00）</p> <p>内容 育児相談、育児情報提供 育児講座等</p>	実施なし	実施なし	<p>特別保育事業 未就園児とその保護者 対象</p> <p>・専任保育士 1名 ・補助保育士 1名</p> <p>月曜から金曜日開設 09:00～11:30</p> <p>講演会 年2回</p> <p>出張広場 年4回実施（4箇所）</p> <p>支援センター2箇所 （猿沢、三面）</p>	<p>園開放：全園で月2回実施 対象：1歳以上の未就園児童と 保護者等</p> <p>子育て相談：全園でいつでも対応</p>	実施なし	

課題・問題点	本事業は、重要かつ大切な事業であるがスペース等の都合により、実施していない町村も見受けられる。今後、統廃合、建替えの時期も含め、事業の推進を行う必要がある。	調整後における事業費等影響額 単位：千円		
		現況予算額	調整後予算見込額	影響額 -
調整方針	現行のまま新市に引き継ぎ、新市において拡充を図る。	村上市		
処理の時期	合併時	荒川町		
具体的処理方法	既存施設の有効利用を図ると共に、新市においても事業の推進を図る。	神林村		
		朝日村		
根拠条例・規則等		山北町		
		粟島浦村		
		広域事務組合		
		計		
		備考		

検討結果

事務事業調整検討表

住民福祉 部会 母子児童援護 分科会
分科会長 神林村 伊与部 久子

番号	4 - 3 - 5 - 1 - 1		協定項目	その他	分科会名	母子児童援護	調整項目	児童福祉	検討確認項目	学童保育	検討確認細目	学童保育所																																		
	村上市		荒川町		神林村		朝日村		山北町		粟島浦村		広域事務組合																																	
目的	<p>昼間保護者のいない家庭の小学校低学年児童の健全育成と児童の福祉の増進を図ることを目的として設置する。</p>		<p>目的 昼間保護者のいない家庭の小学校低学年児童の健全育成と児童の福祉の増進を図ることを目的として設置する。</p>		<p>制度なし</p>		<p>目的 昼間保護者のいない家庭の小学校低学年児童の健全育成と児童の福祉の増進を図ることを目的として設置する。</p>		<p>目的 昼間保護者がいない家庭の小学校低学年児童に、適切な遊び場、生活の場を与えその健全な育成及び児童福祉向上を図る</p>		<p>実施なし</p>																																			
管理運営	村上市		荒川町				朝日村		山北町																																					
対象児童	<p>村上市に住所を有し、昼間保護者のいない家庭の小学校1年生から3年生まで</p>		<p>荒川町に住所を有し、昼間保護者のいない家庭の小学校1年生から3年生まで</p>				<p>朝日村に住所を有し、昼間保護者のいない家庭の小学校1年生から3年生まで</p>		<p>町立小学校に就学している3年生までの児童のうち、帰宅後、家庭に保護者がいない児童。</p>																																					
設置数	3箇所		1箇所				1箇所		2箇所																																					
定員及び児童数																																														
施設名	定員	児童数	施設名	定員	児童数			施設名	定員	児童数	施設名	定員	児童数																																	
二之町学童	30	26	荒川町学童	25	14			朝日村学童	30	7	やまゆり園	15	3																																	
南町学童	30	34		0	0				0	0	はまゆり園	15	3																																	
瀬波学童	30	13		0	0				0	0		0	0																																	
若船学童	30	9																																												
開設時間	<p>(1)小学校の放課後から午後6時まで (2)小学校の休業日は、午前10時から午後6時まで</p>		<p>開設時間 (1)小学校の放課後から午後6時まで (2)小学校の休業日は、午前8時から午後6時まで</p>				<p>開設時間 (1)小学校の放課後から午後6時まで (2)小学校の休業日は、午前10時から午後6時まで</p>		<p>開設時間 (1)小学校の放課後から午後7時まで (2)学校休業日は、午前8時30分から午後6時まで</p>																																					
休所日	<p>日曜日、国民の祝日 第2、第4土曜日 8月13日から8月18日までの連続する3日間(お盆) 12月29日から1月4日まで</p>		<p>休所日 土曜日、日曜日、国民の祝日及び振替休日、お盆8月13日-8月20日 12月29日-1月4日まで</p>				<p>休所日 土曜日、日曜日、国民の祝日及び振替休日、お盆8月13日-8月18日 12月29日-1月4日まで</p>		<p>休所日 ・日曜日、国民の祝日 ・第二、第四土曜日 ・8月13日から8月20日まで ・12月29日から1月4日まで</p>																																					
夏休み、春休みの対応	<p>ア開設期間 夏休み 7月25日-8月31日 春休み 3月25日-4月7日</p>		<p>夏休み、春休みの対応 ア開設期間 夏休み 7月25日-8月31日 春休み 3月25日-4月7日</p>				<p>夏休み、春休みの対応 ア開設期間 夏休み 7月25日-8月31日 春休み 3月25日-4月3日</p>		<p>夏休み、春休みの対応 ア開設期間 夏休み 7月25日-8月31日 春休み 3月25日-4月3日</p>																																					
イ開設時間	午前8時から午後6時まで		午前8時00分から午後6時まで				午前10時から午後6時まで		午前8時30分から午後6時まで																																					
ウ職員体制	嘱託員 2人		嘱託員 3人 (代替委員含む)				職員体制 所長 1人 指導員 2人		職員体制 指導員 各施設1名ずつ																																					
工保育料の徴収	特別保育料の徴収なし						利用料 月額2,000円 減免制度有		職員 臨時雇用 教員又は保育士の有資格者																																					
オ保護者の協力	保護者による自主活動あり								利用料 月額 2,000円																																					
職員	嘱託員																																													
各施設に	主任指導員 1人 指導員 1人																																													
利用料	月額3,000円 減免制度有		利用料 月額5,000円																																											
課題・問題点			実施市町村において開設時間、利用料等に開きが見受けられるが、学童及び保護者の利便を考慮し実施する必要がある。										調整後における事業費等影響額(収入調停額) 単位:千円																																	
調整方針			村上市の例により、合併時までに調整する。										<table border="1"> <tr> <td>村上市</td> <td>現況予算額</td> <td>調整後予算見込額</td> <td>影響額</td> </tr> <tr> <td>荒川町</td> <td>219</td> <td>70</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>神林村</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>朝日村</td> <td>14</td> <td>14</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>山北町</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>粟島浦村</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>広域事務組合</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>315</td> <td>315</td> <td>-</td> </tr> </table>		村上市	現況予算額	調整後予算見込額	影響額	荒川町	219	70	-	神林村	0	0	-	朝日村	14	14	-	山北町	12	12	-	粟島浦村	0	0	-	広域事務組合	0	0	-	計	315	315	-
村上市	現況予算額	調整後予算見込額	影響額																																											
荒川町	219	70	-																																											
神林村	0	0	-																																											
朝日村	14	14	-																																											
山北町	12	12	-																																											
粟島浦村	0	0	-																																											
広域事務組合	0	0	-																																											
計	315	315	-																																											
処 理 の 時 期			合併時																																											
具 体 的 処 理 方 法			開設時間は村上市の例を基本とするが、学校の休業日は、午前7時30分から午後7時までの開設とする。利用料は、村上市の例を基本として、適正な金額を設定する。設置のない神林村、粟島浦村についても希望者調査を実施のうえ、設置について検討をする。																																											
根 拠 条 例 ・ 規 則 等											検討結果		備考																																	

事務事業調整検討表

住民福祉 部会 母子児童援護 分科会

分科会長 神林村 伊与部 久子

番号 4 - 3 - 5 - 2 - 1

協定項目 ・ その他	分科会名	母子児童援護	調整項目	児童福祉	検討確認項目	児童館	検討確認細項目	児童館
------------	------	--------	------	------	--------	-----	---------	-----

村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	広域事務組合
<p>目的 児童福祉法の規定に基づき、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、及び情操を豊かにすることを目的として設置する。</p> <p>管理運営 村上市</p> <p>設置数 3箇所</p> <p>開館時間 平日 10時00分 - 12時00分 土曜日(第1、第2、第3土曜日) 10時00分 - 12時00分 実施場所：二之町児童館 南町児童館 岩船児童館 日曜日 10時00分 - 12時00分 実施場所：二之町児童館</p> <p>休館日 日曜日 国民の祝日 学校休業日の土曜日 8月13日から8月20日まで 12月29日から1月4日まで</p> <p>指導員 各施設 児童厚生員 2人</p> <p>対象年齢 午前 未就園児 (午後 学童保育所小1～3年生) 土曜午後 小1～3年生</p>	実施なし	実施なし	実施なし	実施なし	実施なし	

課題・問題点	児童福祉法の規定に基づき村上市にのみ設置されている。	調整後における事業費等影響額 <small>単位：千円</small>			
		現況予算額	調整後予算見込額	影響額	
調整方針	現行のまま新市に引き継ぐ。	村上市	16,370	16,370	0
		荒川町			
		神林村			
		朝日村			
		山北町			
		粟島浦村			
処理の時期	合併時	広域事務組合			
		計	16,370	16,370	0
具体的処理方法	現行のまま新市に引き継ぐ。	備考			
		検討結果			
根拠条例・規則等		備考			
		検討結果			

事務事業調整検討表

住民福祉 部会 高齢障害 分科会

分科会長 村上市 川村幸蔵

番号 4 - 4 - 1 - 2 - 4

協定項目 ・ その他	分科会名	高齢障害	調整項目	高齢者福祉	検討確認項目	高齢者生活支援対策	検討確認細項目	シルバーハウジング生活援助員派遣事業
------------	------	------	------	-------	--------	-----------	---------	--------------------

村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	広域事務組合
市営上の山住宅 12世帯 警備委託料 360,000 円 生活援助員派遣委託事業 社会福祉協議会に委託 年間委託料 1,000,000円	なし	制度なし	なし	なし	なし	

課題・問題点	事業実施継続に問題はないが、新市で人口増となった場合の入居者の調整（増築等を含む）が必要となる。	調整後における事業費等影響額 <small>単位：千円</small>			
			現況予算額	調整後予算見込額	影響額
調整方針	村上市の例により、現行のまま新市に引き継ぐ。	村上市	1,360	1,360	0
処理の時期	合併時	荒川町	0	0	0
具体的処理方法	現行のまま新市に引き継ぐ。	神林村	0	0	0
		朝日村	0	0	0
		山北町	0	0	0
		粟島浦村	0	0	0
根拠条例・規則等	在宅福祉補助金交付要綱（国）	広域事務組合			
		計	1,360	1,360	0
		備考			

検討結果

事務事業調整検討表

住民福祉 部会 高齢障害 分科会
分科会長 村上市 川村幸蔵

番号 4 - 4 - 1 - 2 - 7

協定項目	その他	分科会名	高齢障害	調整項目	高齢者福祉	検討確認項目	高齢者生活支援対策	検討確認細項目	外出支援サービス事業
------	-----	------	------	------	-------	--------	-----------	---------	------------

村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	広域事務組合
該当無し	<p>荒川町移送サービス利用者負担助成(町単独)事業要綱</p> <p>内容 介護保険要介護認定を受け、身体が不自由な65歳以上の老人等が、通院等にリフト付きタクシーを利用した場合にその料金の2分の1を助成する。ただし1ヶ月3,000円を上限とする。</p> <p>H14実績 延べ利用者数 33人 経費 76,117円</p>	<p>車いす利用者が通院等の際、リフトバスで送迎する。利用料金無料。 1,075,000円</p> <p>要支援、要介護認定者を対象にタクシー券を交付する。(単身及び高齢者のみの世帯) 一人年間24枚交付で、基本料金分のみ助成する。 1,538,000円</p>	<p>H13実績なし</p> <p>H14からは、ミニハン友の会の運行のガソリン代(予算額:150,000円)を補助対象とする。</p>	<p>山北町高齢者居宅生活支援に関する条例(高齢者移送サービス事業)</p> <p>内容 65歳以上の者で老衰、心身の障害及び疾病等の理由で臥床している者、車椅子利用者等を対象に、医療機関などの間を移送する</p> <p>H14実績 利用者実数 33人 延べ利用日数 172日 経費 622,125円</p>	なし	
【概算予定者数】 40人×3,000円×12月= 1,440,000円	【概算予定者数】 20人×3,000円×12月= 720,000円	【概算予定者数】 20人×3,000円×12月= 720,000円	【概算予定者数】 20人×3,000円×12月= 720,000円	【概算予定者数】 15人×3,000円×12月= 540,000円		

課題・問題点	・実施方法が各市町村バラバラである。					調整後における事業費等影響額 単位:千円			
		現況予算額	調整後予算見込額	影響額					
調整方針	現行のものとは違う新たな方向で調整する。					村上市	0	1,440	1,440
処理の時期	合併時					荒川町	144	720	576
具体的処理方法	・福祉車両所有の町村は当面このままで実施を続ける。 ・要介護認定を受け、身体が不自由な65歳以上の高齢者等が通院時にリフト及びストレッチャー付タクシー利用の場合、月3,000円のタクシー券を発行する。					神林村	2,613	720	-1,893
						朝日村	150	720	570
						山北町	731	540	-191
						粟島浦村	0	0	0
根拠条例・規則等						広域事務組合			0
						計	3,638	4,140	502
						備考			

事務事業調整検討表

住民福祉 部会 高齢障害 分科会
分科会長 村上市 川村幸蔵

番号 4 - 4 - 1 - 2 - 8

協定項目 ・ その他	分科会名	高齢障害	調整項目	高齢者福祉	検討確認項目	高齢者生活支援対策	検討確認細項目	寝具等乾燥消毒サービス事業
------------	------	------	------	-------	--------	-----------	---------	---------------

村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	広域事務組合
65歳以上の寝たきり老人又は単身老人が対象者 毎月1回無料で実施 新潟サンクリーンに委託 2,500*55人*12ヶ月*1,051,732,500円 年2回3月・9月に助成券を交付	内容 65歳以上の寝たきり老人のうち寝具類の衛生管理が困難な世帯に対してサービスを提供する。 実施回数は月1回(年12回)(無料) H14実績 実利用者数 3人 延べ回数 36回 委託額(1回) 2,835円 支払額 102,060円 委託先 (有)新潟サンクリーン	65歳以上の単身高齢者及び高齢者のみの世帯、並びに寝たきり老人・身体障害者等で、寝具類の衛生管理が困難な世帯に対してサービスを提供する。 毎月1回 利用料金 1回300円	朝日村高齢者寝具乾燥事業実施要綱 内容 原則65歳以上で概ね3ヶ月以上臥床し、食事・排便・入浴・起臥等の大半が介助を必要とする者。 実施回数は月1回(年12回)(無料) H13実績 実利用者数 13人 延べ回数 122回 委託額(1回) 2,835円 支払額 345,870円 委託先 (有)新潟サンクリーン	山北町寝具乾燥消毒サービス事業実施要綱 内容 65歳以上で3ヶ月以上寝たきりの者、身体障害者手帳交付者で排泄・入浴・起臥等の大半に介助を要する者を対象に、月1回行う (無料) H14実績 実利用者数 6人 延べサービス回数 72回 経費 267,000円	なし	

課題・問題点	郡市内同一の業者委託で月1回の利用であり、基本的には現状どおりで問題はない。利用料金(無料~300円)にばらつきがある。	調整後における事業費等影響額		
		単位:千円 現況予算額 調整後予算見込額 影響額		
調整方針	利用料金は、無料の方向で調整する。	村上市	1,733	同左
処理の時期	合併時	荒川町	137	
具体的処理方法	利用料は無料とする方向で朝日村の例により制度を整備する。	神林村	341	
		朝日村	681	
		山北町	420	
		粟島浦村	0	
根拠条例・規則等		広域事務組合		
		計	3,312	3,312
		検討結果	備考	

事務事業調整検討表

住民福祉 部会 高齢障害 分科会
分科会長 村上市 川村幸蔵

番号 4 - 4 - 1 - 2 - 9

協定項目 ・ その他	分科会名 高齢障害	調整項目 高齢者福祉	検討確認項目 高齢者生活支援対策	検討確認細項目 軽度生活支援サービス事業
------------	-----------	------------	------------------	----------------------

村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	広域事務組合
1回当たりの利用料は、利用時間に 応じて150円～300円自己負担 社会福祉協議会に委託 30分～1時間以下 150円 1時間～1時間30分以下 220円 1時間30分～2時間以下 300円	荒川町ホームヘルプサービス事業運営要綱 内容 65歳以上の単身及び老人のみの世帯(介護保険対象者を除く)にヘルパーを派遣して家事援助等の世話を 行う。 利用料は介護保険訪問介護サービス費に準ずる。 利用料金 1時間以内 208円 1時間～1時間30分以内 291円 1時間30分～2時間以内 374円 H14実績 利用者数 3人 委託総額 286,875円	65歳以上の単身高齢者世帯等にヘルパーを派遣して、家事援助を行う等。(社会福祉協議会に委託) サービス内容 食事の支度、居室の清掃、買い物洗濯等 利用料金 1時間未満210円	朝日村高齢者居宅生活支援事業実施要綱 (1) 生きがい活動支援通所事業 (2) 軽度生活援助事業 (3) 生活管理指導短期宿泊事業 内容 村内に住所を有する概ね65歳以上の一人暮らし又は高齢者のみの世帯に属する高齢者で、老衰、障害、虚弱等の理由により簡易な便宜の供与を必要な者とする。介護認定者を除く。 利用限度額は介護保険の要支援まで(61,500円)とする。 (自立者のホームヘルプ) 利用料は介護保険訪問介護サービス費に準ずる。 利用料金 1時間以内 208円 1時間～1時間30分以内 291円 1時間30分～2時間以内 374円 2時間～2時間30分以内 457円 2時間30分～3時間以内 540円 3時間以上30分毎 83円 H14実績 利用者数 2人 利用回数 84回 委託総額 245,943円	山北町軽度生活支援事業実施要綱 内容 一人暮らし高齢者等を対象に、雪降り・除雪等の軽易な日常生活の支援を行う 1H 1,000円 H14実績 利用者数 13人 利用金額 92,500円	粟島浦村日常生活援助事業 内容 通院付添い支援 65歳以上の「要援護」「ひとり暮らし」の高齢者が村外の医療機関に通院するときの付添いを行う。 ・個人負担なし ・ヘルパーの旅費、日当を支給 短期入所移送支援 介護認定を受けた者で、村外の短期入所施設を利用する場合に運賃を支給する。	

課題・問題点	・各市町村とも要綱・実施内容にばらつきがある。	調整後における事業費等影響額(歳出) 単位:千円			
		現況予算額	調整後予算見込額	影響額	
調整方針	朝日村の例により合併時までに調整する。	村上市	3,888	同左	
		荒川町	551		
		神林村	1,560		
		朝日村	1,000		
		山北町	200		
		粟島浦村	210		
処理の時期	合併時	計	7,409	7,409	0
		備考			
具体的処理方法	朝日村の例により合併時までに調整する。	計	7,409	7,409	0
		備考			
根拠条例・規則等		検討結果			
		備考			

事務事業調整検討表

住民福祉 部会 高齢障害 分科会

分科会長 村上市 川村幸蔵

番号 4 - 4 - 1 - 2 - 11

協定項目 ・ その他	分科会名	高齢障害	調整項目	高齢者福祉	検討確認項目	高齢者生活支援対策	検討確認細項目	生きがい活動支援通所サービス事業
------------	------	------	------	-------	--------	-----------	---------	------------------

村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	広域事務組合
<p>対象者 65歳以上の在宅介護センターのソーシャルワーカーが認めた者</p> <p>利用料は100円 昼食代は自己負担、入浴料は無料</p> <p>会場 あかまつ荘</p> <p>村上市レクリエーション協会に委託 活動援助業務委託料 年間 2,067,000円</p> <p>送迎バス運転代行委託料 年間 451,452円</p>	<p>H14から実施</p> <p>荒川町生きがい活動支援通所事業運営要綱</p> <p>内容 概ね65歳以上の高齢者で閉じこもりがちなる者を対象に、日常動作訓練・レクリエーション・趣味活動を行い、社会的孤立感の解消及び自立生活の助長を図る。</p> <p>毎週火曜・金曜実施 昼食は持参 利用料無料</p> <p>H14実績 実利用者数 77人 延べ利用者数 1,178人 2,824,043円</p>	<p>住民憩いの家を会場に、概ね65歳以上の虚弱又は初期痴呆の高齢者が、社会との交流を図り、健康で生き甲斐のある生活を送り、自立した生活を確保するために「憩いの茶の間」を開設し、支援する。</p> <p>利用料金 1日400円 その他にお茶代・お菓子代として、1回100円 昼食を希望する方は弁当代実費負担(業者) 月曜日から金曜日まで リフトバスで送迎</p> <p>人件費のみ社会福祉協議会委託 5,821,000円</p>	<p>朝日村高齢者居宅生活支援事業実施要綱 (1) 生きがい活動支援通所事業 (2) 軽度生活援助事業 (3) 生活管理指導短期宿泊事業</p> <p>内容 村内に住む概ね65歳以上の者で、家に閉じこもりがちなる者や初期痴呆等の者で、日常生活上何らかの支援の必要な者。介護認定者を除く。</p> <p>実施施設 ・さわらびセンター 実利用者数 3人 延べ利用者数 240人 利用総額 2,080,200円 個人負担額 294,420円 村助成額 1,785,780円</p> <p>・デイサービス羽衣 実利用者数 3人 延べ利用者数 150人 利用総額 1,296,010円 個人負担額 183,601円 村助成額 1,112,409円</p> <p>助成額合計 2,898,189円</p>	<p>山北町生きがい対応型デイサービスセンター「ほたるの家」設置に関する条例</p> <p>内容 65歳以上の高齢者で家に閉じこもりがちなる者を対象に日常動作訓練、レクリエーション、趣味活動等を行い高齢者が生きがいをもち居宅で自立した生活を確保する利用料は無料</p> <p>H14実績 実利用者数 27人 年間延べ利用者数 1,037人</p>	<p>生きがい活動支援通所事業 高齢者が健康で生きがいをもち、居宅で自立した生活を確保するために必要な生活支援を行う。</p> <p>社協へ委託 月/2回 利用料(6時間以上8時間未満) 500円 送迎あり、昼食持参</p>	

課題・問題点	各市町村独自の視点で実施している。	調整後における事業費等影響額(歳出) 単位:千円		
		現況予算額	調整後予算見込額	影響額
調整方針	神林村・朝日村の例により、合併時までに調整する。	村上市	2,519	同左
処理の時期	合併時	荒川町	1,603	
具体的処理方法	現在各市町村で実施している施設を相互利用する。	神林村	7,643	
		朝日村	3,480	
		山北町	1,032	
根拠条例・規則等		粟島浦村	356	
		広域事務組合		
		計	16,633	16,633
		検討結果	備考	

事務事業調整検討表

住民福祉 部会 高齢障害 分科会

分科会長 村上市 川村幸蔵

番号 4 - 4 - 1 - 2 - 12

協定項目 ・ その他	分科会名	高齢障害	調整項目	高齢者福祉	検討確認項目	高齢者生活支援対策	検討確認細項目	要援護老人安否確認事業
------------	------	------	------	-------	--------	-----------	---------	-------------

村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	広域事務組合
村上市社会福祉協議会に委託 1件 1,000円	配食サービス事業で安否確認もやっている。	配食サービス事業で安否確認もやっている。	(H14新規) 高齢者等生活管理指導協力員 実生活に困っている高齢者に対して 協力員(民生委員)を派遣する。 H15より配食サービス事業で安否 確認もやっている。	配食サービス事業で安否確認もやっている	制度なし	

課題・問題点	市町村によりばらつきがある。	調整後における事業費等影響額				単位：千円	
			現況予算額	調整後予算見込額	影響額	-	
調整方針	現行のまま新市に引継ぐ。	村上市	1,000	1,000	0	0	
処理の時期	合併時	荒川町	0	0	0	0	
具体的処理方法	民生委員、老人クラブ等ボランティアの育成強化を図り、合併後、1年間を目途に統一した制度を整備する。	神林村	0	0	0	0	
		朝日村	450	450	0	0	
		山北町	0	0	0	0	
		粟島浦村	0	0	0	0	
		広域事務組合				0	
根拠条例・規則等		計	1,450	1,450	0	0	
		検討結果			備考		

事務事業調整検討表

住民福祉 部会 高齢障害 分科会
 分科会長 村上市 川村幸蔵

番号 4 - 4 - 1 - 2 - 15

協定項目 ・ その他	分科会名	高齢障害	調整項目	高齢者福祉	検討確認項目	高齢者生活支援対策	検討確認細項目	介護用品支給事業
------------	------	------	------	-------	--------	-----------	---------	----------

村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	広域事務組合
介護用品の支給 紙おむつの支給 要介護度4, 5 世帯全員が市民税非課税世帯 @ 5,000円 年4回助成券を支給	H14から実施 内容 要介護4又は5に該当する者で町民税非課税世帯に対し、おむつを支給する。 H14実績 11人 103,194円	村民税非課税世帯に属する要介護度4又は5に該当する高齢者を介護する家族の方に対し、介護用品を支給する。 年額1人当たり10万円 4半期毎の申請により支給 現物給付 使い捨て手袋 紙おむつ シーツ パジャマ 等	なし	なし	制度なし	

課題・問題点	市町村により取り組みにばらつきがある。	調整後における事業費等影響額			
		単位：千円			
調整方針	神林村を例として、合併時までに調整する。	現況予算額	調整後予算見込額	影響額	
		村上市	1,200	2,000	800
		荒川町	142	1,000	858
		神林村	400	400	0
		朝日村	0	600	600
		山北町	0	600	600
		粟島浦村	0	100	100
処理の時期	合併時	計	1,742	4,700	2,958
		備考			
具体的処理方法	神林村を基準として統一要綱を整備する。				
根拠条例・規則等		検討結果			

事務事業調整検討表

住民福祉 部会 高齢障害 分科会

分科会長 村上市 川村幸蔵

番号 4 - 4 - 1 - 2 - 20

協定項目・その他	分科会名	高齢障害	調整項目	高齢者福祉	検討確認項目	高齢者生活支援対策	検討確認細項目	緊急通報体制等整備事業(老人分)
----------	------	------	------	-------	--------	-----------	---------	------------------

村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	広域事務組合
<p>岩船地域広域事務組合緊急装置貸与事業実施要綱</p> <p>岩船地域広域事務組合緊急通報装置貸与事業実施要綱に基づき65歳以上の虚弱な単身老人及び身体障害者の世帯に対し、急病や災害時の緊急時に迅速かつ適切な対応を図る。</p>	<p>岩船地域広域事務組合緊急装置貸与事業実施要綱</p> <p>岩船地域広域事務組合緊急通報装置貸与事業実施要綱に基づき65歳以上の虚弱な単身老人及び身体障害者の世帯に対し、急病や災害時の緊急時に迅速かつ適切な対応を図る。</p> <p>H15.4.1設置台数 33台 ・設置費町負担 11台 171,045円 ・ひとり暮らし老人緊急システム整備費負担金 379,000円 ・システム電話機購入 4台 323,400円 ・ペンダント購入 1個 7,350円 ・電池交換代 244,020円 (2年に1度) 合計 880,795円</p>	<p>岩船地域広域事務組合緊急装置貸与事業実施要綱</p> <p>岩船地域広域事務組合緊急通報装置貸与事業実施要綱に基づき、65歳以上の虚弱な単身老人及び準ずる世帯並びに身体障害者の世帯に対して緊急通報システムを貸与し、急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図る。</p> <p>15年9月1日現在設置台数 39台</p>	<p>岩船地域広域事務組合緊急装置貸与事業実施要綱</p> <p>岩船広域管内に居住する病弱な一人暮らし老人及び一人暮らしの重度身体障害者等に対し、急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図る。</p> <p>65歳以上の一人暮らし老人で病弱者。 一人暮らしの重度身体障害者 75歳以上の高齢者のみの世帯で一方が寝たきりか病弱者。</p> <p>H15.4.1設置台数 17台 ・システム電話機1台(備品購入費) 78,750円 ・電池交換村負担 225,015円 ・通話料本人負担 0円 ・広域通報システム公債費負担金 315,000円 合計 618,765円</p>	<p>岩船地域広域事務組合緊急装置貸与事業実施要綱</p> <p>岩船地域広域事務組合緊急通報装置貸与事業実施要綱に基づき65歳以上の虚弱な単身老人及び身体障害者の世帯に対し、急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図る。</p> <p>15年4月1日現在設置台数 32台</p>	<p>65歳以上の虚弱な単身老人及び身体障害者の世帯に対し、急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図る。</p> <p>設置台数 4台 個人負担なし 年1回無料電池取替 電池代 2,688円</p>	

課題・問題点	特になし	調整後における事業費等影響額 単位：千円			
		現況予算額	調整後予算見込額	影響額	
調整方針	現行のまま新市に引き継ぐ。	村上市	591	同左	-
		荒川町	515		
処理の時期	合併時	神林村	742		
		朝日村	202		
具体的処理方法	合併時に現行のまま新市に引き継ぐ。	山北町	124		
		粟島浦村	3		
根拠条例・規則等		計	2,177	2,177	0
		検討結果	備考		

事務事業調整検討表

住民福祉 部会 高齢障害 分科会
分科会長 村上市 川村幸蔵

番号 4 - 4 - 1 - 2 - 23

協定項目 ・ その他	分科会名	高齢障害	調整項目	高齢者福祉	検討確認項目	高齢者生活支援対策	検討確認細項目	高齢者住宅整備補助事業
------------	------	------	------	-------	--------	-----------	---------	-------------

村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	広域事務組合
<p>村上市高齢者・障害者向け住宅整備費助成事業実施要綱</p> <p>内容 おおむね65歳以上の高齢者で介護保険の要介護認定または要支援を受けている人</p> <p>対象者の属する世帯員の前年の収入が合計 600万円未満 補助限度額 30万円</p> <p>補助率は所得税課税、非課税等により異なる。</p>	<p>荒川町高齢者・障害者向け住宅整備費助成事業実施要綱</p> <p>内容 おおむね65歳以上の高齢者で要介護認定又は要支援認定を受けている者で、身体状況に応じた住宅改修等を行うときに経費の一部又は全部を補助する。</p> <p>所得制限：世帯員収入合計600万円未満 補助限度額 30万円 (介護保険住宅改修優先)</p> <p>H14実績 なし</p>	<p>神林村高齢者・障害者向け住宅整備費助成事業実施要綱</p> <p>内容 おおむね65歳以上の高齢者で、介護保険法の要介護認定又は要支援認定を受けている者で、身体状況に応じた住宅改修等を行うときに経費の一部又は全部を補助する。</p> <p>所得制限：世帯員収入合計600万円未満 補助限度額 30万円</p> <p>予算には障害者分も含む。</p>	<p>朝日村高齢者・障害者向け住宅整備費助成事業実施要綱</p> <p>内容 高齢者・障害者の居る世帯が、住宅を身体状況に適したものに改修等を行う際の経費を助成する。 介護認定を受けた者の居る世帯</p> <p>所得制限：世帯員収入合計600万円未満 介護住宅改修優先：基準額30万円</p> <p>H14より実施 H14実績 3件 695,000円</p>	<p>山北町高齢者・障害者向け住宅整備費助成事業実施要綱</p> <p>内容 おおむね65歳以上の高齢者で、介護保険法の要介護認定又は要支援認定を受けている者で身体状況に応じた住宅改修等を行うときに経費の一部又は全部を補助する。</p> <p>所得制限：世帯員収入合計600万円未満 補助限度額 30万円</p> <p>H14実績 3件 1,528,732円</p>	<p>制度なし</p>	

課題・問題点	粟島浦村のみ未実施			調整後における事業費等影響額		
				単位：千円		
	現況予算額	調整後予算見込額	影響額	-		
調整方針	現制度のまま新市において実施の方向で調整する。					
処理の時期	合併時					
具体的処理方法	・5市町村の要綱をそのまま新市に引き継ぐ(県事業の要綱と同様) おおむね65歳以上の高齢者で介護保険の要介護認定または要支援を受けている人 所得制限：世帯員収入合計600万円未満 補助限度額：30万円 介護保険住宅改修優先					
根拠条例・規則等				検討結果		
				備考		

事務事業調整検討表

住民福祉 部会 高齢障害 分科会
分科会長 村上市 川村幸蔵

番号 4 - 4 - 1 - 2 - 30

協定項目 ・ その他	分科会名	高齢障害	調整項目	高齢者福祉	検討確認項目	高齢者生活支援対策	検討確認細項目	訪問入浴サービス委託事業
------------	------	------	------	-------	--------	-----------	---------	--------------

村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	広域事務組合
該当無し	なし	制度なし	(村単)訪問入浴介護事業委託契約 介護保険施行前からの事業であり、必要経費から介護給付費での不足部分を補う。 H14実績 290,000円	なし	・制度なし	

課題・問題点	朝日村だけの取り組みである。	調整後における事業費等影響額 単位：千円			
		現況予算額	調整後予算見込額	影響額	-
調整方針	廃止の方向で考える。	村上市	0	0	0
		荒川町	0	0	0
処理の時期	合併時	神林村	0	0	0
		朝日村	957	0	-957
具体的処理方法	合併時まで朝日村の制度を廃止する。	山北町	0	0	0
		粟島浦村	0	0	0
		広域事務組合			0
根拠条例・規則等		計	957	0	-957
		検討結果	備考		

事務事業調整検討表

住民福祉 部会 保健衛生 分科会

分科会長 村上市 遠山たつ

番号 4 - 6 - 6 - 1 - 1

協定項目・その他	分科会名	保健衛生	調整項目	母子保健衛生に関すること	検討確認項目	各種乳幼児健診等	検討確認細項目	乳児健診
----------	------	------	------	--------------	--------	----------	---------	------

村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	広域事務組合
4ヶ月児健康診査 ・計測 ・整形外科診察 ・個別相談 ・離乳食指導 7ヶ月児健康診査 ・計測 ・小児科診察 ・個別相談 ・離乳食指導 H14.7から個別健診 9ヶ月児健康診査 H14.9から実施 ・計測 ・歯科指導 ・個別相談 ・離乳食指導 ・4ヶ月児 5,620円*260人=1,461,200円 ・7ヶ月児 医師 (19,000+1,000)*12ヶ月 保健師 4,000円*12ヶ月 看護師 4,000円*12ヶ月 ・9ヶ月児 歯科衛生士	4ヶ月児 問診、計測、小児科診察 個別相談、離乳食指導 9ヶ月児 問診、計測、小児科診察 個別相談、離乳食指導	健診の内容 ・4ヶ月児健康診査 ・問診・計測 ・小児科診察 ・個別相談 ・離乳食指導 ・7ヶ月児健康診査 ・問診・計測 ・小児科診察 ・個別相談 ・10ヶ月児健康診査 ・問診・計測 ・小児科診察 ・個別相談 受診者 受診者実人員 98人 受診者延人員 287人	3.4ヶ月児健康診査 ・問診、計測 ・整形外科診察 ・個別相談 ・離乳食指導 8.9.10ヶ月児健康診査 ・問診、計測 ・内科診察 ・個別相談	対象 3～5か月児 6～8か月児 内容 ・計測 ・内科診察 ・個別相談 ・離乳食指導 受診者延人員 86人(96.6%)	年1回 乳幼児相談 対象 全児 内容 ・計測 ・保健指導	

課題・問題点	健診の方法(個別・集団)、健診月齢、対象人数などが市町村で異なる。	調整後における事業費等影響額 単位:千円			
		現況予算額	調整後予算見込額	影響額	
調整方針	現行のものとは違う、新たな方向で調整する。	村上市	1,915	2,030	115
		荒川町	900	638	-262
処理の時期	合併時	神林村	321	861	540
		朝日村	212	564	352
具体的処理方法	4ヶ月児個別健康診査、7ヶ月児集団健康診査、9～10ヶ月児健康相談とする。	山北町	383	641	258
		粟島浦村			
根拠条例・規則等	母子保健法	広域事務組合			
		計	3,731	4,734	1,003
		検討結果	10	備考	

事務事業調整検討表

住民福祉 部会 保健衛生 分科会

分科会長 村上市 遠山たつ

番号 4 - 6 - 6 - 1 - 2

協定項目 ・ その他	分科会名	保健衛生	調整項目	母子保健衛生に関すること	検討確認項目	各種乳幼児健診等	検討確認細項目	幼児健診
------------	------	------	------	--------------	--------	----------	---------	------

村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	広域事務組合
1歳6ヶ月児健康診査 ・計測 ・小児科診察 ・歯科診察 ・フッ素塗布 ・個別相談 2歳児歯科検診 ・計測 ・歯科診察 ・フッ素塗布 ・個別相談 3歳児健康診査 ・計測 ・尿、視聴覚検査 ・小児科診察 ・歯科検診 ・個別相談 12ヶ月児健康診査 ・歯科検診 ・個別相談 ・フッ素塗布 ・計測 2歳6ヶ月児 フッ素塗布	1才6ヶ月児健診 問診、計測、小児科診察、歯科診察、 フッ素塗布、個別指導 2歳児歯科検診 歯科保健集団指導、歯科診察 フッ素塗布、個別指導 3歳児健診 問診、計測、小児科診察、歯科診察 フッ素塗布、個別指導	1歳6ヶ月児健康診査 ・計測 ・小児科診察 ・歯科診察 ・フッ素塗布 ・個別相談 2歳児歯科検診 ・虫歯予防集団指導 ・歯科診察 ・フッ素塗布 ・個別相談 3歳児健康診査 ・計測 ・尿、視聴覚検査 ・小児科診察 ・歯科検診、フッ素塗布 ・個別相談	1歳6ヶ月児健康診査 ・問診、計測 ・内科診察 ・歯科診察 ・フッ素塗布 ・個別相談 2歳児歯科健康診査 ・むし歯予防集団指導 ・歯科診察 ・フッ素及びサホライド塗布 ・個別相談 2歳6ヶ月児歯科健康診査 ・2歳児歯科健康診査と同じ 3歳児健康診査 ・問診、計測、検尿 ・視聴覚検査 ・内科診察 ・歯科診察 ・フッ素塗布 ・個別相談	(1) 1、2歳児健康診査 内容 ・計測 ・内科診察 ・歯科診察 ・個別相談 ・歯科衛生士虫歯予防講話 受診者延人員 86人(88.7%) (2) 3歳児健診 内容 ・計測 ・尿、視聴覚検査 ・内科診察 ・歯科診察 ・個別相談 受診者延人員 45人(91.8%)	1. 内科健診(5月-10月) 全児対象 村上総合病院より医師派遣 2. 歯科診察 年3回 フッ素塗布 新大歯科医師 在宅衛生士 住民の歯科診察時に実施	

課題・問題点	健診月が市町村によって異なる。又フッ素塗布と一緒に実施している市町村と単独の町村があるなどバラつきがある。	調整後における事業費等影響額		
		単位：千円		
調整方針	神林村の例により、合併時までに調整する。	村上市	5,425	5,425
		荒川町	1,523	1,550
処 理 の 時 期	合併時	神林村	896	896
		朝日村	1,588	1,588
具体的処理方法	神林村の例により幼児健診を次のように行う。 1歳6ヶ月児・3歳児 健康診査、小児科、歯科、 2歳児 歯科検診及び相談	山北町	398	398
		粟島浦村	60	60
根拠条例・規則等	母子保健法	広域事務組合		
		計	9,890	9,917
		検討結果	5	備考

事務事業調整検討表

住民福祉 部会 保健衛生 分科会

分科会長 村上市 遠山たつ

番号 4 - 6 - 6 - 3 - 1

協定項目	その他	分科会名	保健衛生	調整項目	母子保健衛生に関すること	検討確認項目	訪問指導	検討確認細項目	母子訪問指導
------	-----	------	------	------	--------------	--------	------	---------	--------

村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	広域事務組合
H12年度 母子訪問 432人 保健師	対象 健診等により、運動、精神、ことばの 発達の遅れ等があり、継続的な フォローの必要な乳幼児。 母子関係の希薄、育児不安の強い母親 への個別指導	対象児 育児学級や乳幼児健診から運動、精 神言語発達の遅れや多動、自閉傾向 が疑われる乳幼児 被指導者数 乳児(新生児、未熟児を除く)訪問 実人員1人延べ4人 幼児訪問 実人員8人延べ8人 訪問従事者 村保健師	未熟児、要観察児等に保健師が随時 訪問	対象 未熟児・要観察児等 実施実人員 55人 延人員 55人	対象児がいる時のみ必要に応じて実 施	

課題・問題点	母子保健法に基づいて実施しているが、市町村保健師の稼働により訪問数にバラつきがある。	調整後における事業費等影響額 単位：千円		
		現況予算額	調整後予算見込額	影響額
調整方針	現行のものとは違う。新たな方向で調整する。	村上市	-	-
処理の時期	合併時	荒川町		
具体的処理方法	健診後のフォローは地区担当保健師が実施する。新生児期～2ヶ月児の間に乳児訪問指導を実施する方向で調整する。	神林村		
		朝日村		
		山北町		
		粟島浦村		
根拠条例・規則等	母子保健法	広域事務組合		
		計		
		検討結果	1	備考

事務事業調整検討表

住民福祉 部会 保健衛生 分科会
分科会長 村上市 遠山たつ

番号 4 - 6 - 7 - 3 - 1

協定項目	その他	分科会名	保健衛生	調整項目	妊産婦、新生児に関すること	検討確認項目	妊産婦健診助成	検討確認細項目	妊産婦健診助成
------	-----	------	------	------	---------------	--------	---------	---------	---------

村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	広域事務組合
<ul style="list-style-type: none"> 妊婦一般健康診査 2回分無料券) 妊婦HBS抗原検査 妊婦超音波検査 35歳以上 	<ul style="list-style-type: none"> 妊婦一般健康診査 2回分無料券) 妊婦HBS抗原検査 妊婦超音波検査 35歳以上 	<ul style="list-style-type: none"> 妊婦一般健康診査 2回分無料券) 妊婦HBS抗原検査 妊婦超音波検査 35歳以上 	<ul style="list-style-type: none"> 妊婦一般健康診査 (2回分無料券) 妊婦HBS抗原検査 妊婦超音波検査 35歳以上 産前産後3ヶ月間は、牛乳の配布あり 	<ul style="list-style-type: none"> 妊婦一般健康診査受診券 2枚/1人 受診実人員 45人 受診延人員 83人 妊婦B型肝炎検査 検査実施者 44人 35歳以上超音波検査 検査実施者 3人 	<ul style="list-style-type: none"> 妊婦一般健康診査 (2回分無料券) 妊婦HBS抗原検査 妊婦超音波検査 35歳以上 	

課題・問題点	全市町村同一である。	調整後における事業費等影響額 単位：千円			
			現況予算額	調整後予算見込額	影響額
調整方針	現行のまま新市に引き継ぐ。	村上市	3,254	3,254	
処理の時期	合併時	荒川町	1,607	1,650	43
具体的処理方法	全市町村で同一であるため、現行のまま新市に引き継ぐ。	神林村	1,195	1,195	
		朝日村	1,109	1,109	
		山北町	598	598	
		粟島浦村	19	19	
		広域事務組合			
根拠条例・規則等		計	7,782	7,825	43
		検討結果	1	備考	

事務事業調整検討表

住民福祉 部会 保健衛生 分科会

分科会長 村上市 遠山 たつ

番号 4 - 6 - 8 - 1 - 1

協定項目 ・ その他	分科会名	保健衛生	調整項目	障害児療育支援	検討確認項目	障害児療育支援	検討確認細項目	障害児療育支援
------------	------	------	------	---------	--------	---------	---------	---------

村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	広域事務組合
<ul style="list-style-type: none"> ・ ことごとことばの教室の紹介 ・ 保健所、療育相談の紹介 ・ 家庭訪問 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ことごとことばの教室の紹介 ・ 保健所、療育相談の紹介 ・ 家庭訪問 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ことばの教室、療育相談の紹介 ・ 継続した家庭訪問で家族の相談に当たる。 (療育指導) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ことごとことばの教室の紹介 ・ 保健所、療育相談の紹介 ・ 家庭訪問 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ことごとことばの教室の紹介 ・ 保健所、療育相談の紹介 ・ 家庭訪問 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ことごとことばの教室の紹介 ・ 保健所、療育相談の紹介 ・ 家庭訪問 	

課題・問題点	平成13年度から保健所のいきいき教室、児相の巡回相談が中止になった。又、福祉センターにあった郡の家庭児童相談員も配置されなくなったなど障害児の県レベルでの支援が後退している。	調整後における事業費等影響額 <small>単位：千円</small>		
		現況予算額	調整後予算見込額	影響額 -
調整方針	現行のものとは違う、新たな方向で調整する。	村上市		
処理の時期	合併時	荒川町		
具体的処理方法	新市で小児精神科医等に委託して、年6回の育児相談会を実施する。	神林村		
		朝日村		
		山北町		
		粟島浦村		
根拠条例・規則等		広域事務組合		
		計		300
		検討結果	10	備考

事務事業調整検討表

住民福祉 部会 保健衛生 分科会

分科会長 村上市 遠山たつ

番号 4 - 6 - 12 - 1 - 1

協定項目・その他	分科会名	保健衛生	調整項目	予防接種に関すること	検討確認項目	乳幼児予防接種	検討確認細項目	集団接種
----------	------	------	------	------------	--------	---------	---------	------

村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	広域事務組合
<p>ツベルクリン反応検査とBCG接種</p> <p>(1) 対象者・接種方法 生後3ヶ月～4歳未満の人 ツ反検査陰性の人</p> <p>(2) 実施通知対象年齢 生後3ヶ月</p> <p>(3) 接種形態 集団接種</p> <p>(4) 集団接種の場合の年間実施回数 3回</p> <p>ポリオ</p> <p>(1) 対象者・接種方法 生後3ヶ月～90ヶ月未満の人 6週以上の間隔で2回</p> <p>(2) 実施通知対象年齢(初回) 生後3ヶ月</p> <p>(3) 接種形態 集団接種</p> <p>(4) 集団接種の場合の年間実施回数 4回</p>	<p>ツベルクリン反応検査とBCG接種</p> <p>(1) 対象者・接種方法 生後3ヶ月～4歳未満の人 ツ反検査陰性の人</p> <p>(2) 集団接種の場合の年間実施回数 3回</p> <p>ポリオ</p> <p>(1) 対象者・接種方法 生後3ヶ月～90ヶ月未満の人 6週以上の間隔で2回</p> <p>(2) 集団接種の場合の年間実施回数 4回</p>	<p>予防接種の種類 ツベルクリン反応検査 BCG接種 三種混合 日本脳炎 ポリオ 麻疹 風疹</p> <p>支出経費 医師報酬 418,000円 介助報償 74,000円 ワクチン代 1,629,743円</p>	<p>ツベルクリン反応検査とBCG接種</p> <p>(1) 対象者・接種方法 生後3ヶ月～4歳未満の人 ツ反検査陰性の人</p> <p>(2) 実施通知対象年齢 生後3ヶ月</p> <p>(3) 接種形態 集団接種</p> <p>(4) 集団接種の場合の年間実施回数 3回</p> <p>ポリオ</p> <p>(1) 対象者・接種方法 生後3ヶ月～90ヶ月未満の人 6週以上の間隔で2回</p> <p>(2) 実施通知対象年齢(初回) 生後3ヶ月</p> <p>(3) 接種形態 集団接種</p> <p>(4) 集団接種の場合の年間実施回数 4回</p> <p>三種混合(百日咳、777、破傷風)</p> <p>(1) 対象者・接種方法 1期初回 生後3ヶ月～90ヶ月未満の人 1期追加 初回完了後、1年～1年半の間に1回</p> <p>(2) 実施通知対象年齢(初回) 生後3ヶ月</p> <p>(3) 接種形態 集団接種</p> <p>(4) 集団接種の場合の年間実施回数 8回</p>	<p>ツベルクリン反応検査とBCG接種</p> <p>(1) 対象者・接種方法 生後3ヶ月～4歳未満の人 ツ反検査陰性の人</p> <p>(2) 集団接種の場合の年間実施回数 3回</p> <p>ポリオ</p> <p>(1) 対象者・接種方法 生後3ヶ月～90ヶ月未満の人 6週以上の間隔で2回</p> <p>(2) 集団接種の場合の年間実施回数 4回</p> <p style="text-align: right;">BCG 48人(100%)</p>	<p>ツベルクリン反応検査 日本脳炎 ポリオ 出張診療時に実施</p>	

課題・問題点	集団接種の予防接種種目が市町村によって異なっている。。	調整後における事業費等影響額 単位:千円			
		現況予算額	調整後予算見込額	影響額	
調整方針	現行のものとは違う、新たな方向で調整する。	村上市	1,315	1,295	-20
処理の時期	合併時	荒川町	2,365	250	-2,115
具体的処理方法	ツベルクリン反応検査・BCG、ポリオは集団で法定どおり実施し、他の接種は個別とする。	神林村	1,969	135	-1,834
		朝日村	2,893	171	-2,722
根拠条例・規則等		山北町	379	118	-261
		粟島浦村	240		-240
		広域事務組合			
		計	9,161	1,969	-7,192
		検討結果	10	備考	予算項目を移動。

事務事業調整検討表

住民福祉 部会 保健衛生 分科会

分科会長 村上市 遠山たつ

番号 4 - 6 - 12 - 1 - 2

協定項目・その他	分科会名	保健衛生	調整項目	予防接種に関すること	検討確認項目	乳幼児予防接種	検討確認細項目	個別接種
----------	------	------	------	------------	--------	---------	---------	------

村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	広域事務組合
・三種混合 7,619,000円 ・麻疹 2,900,000円 ・風疹 2,809,000円 ・日本脳炎 4,386,000円 ・B契約分 70,000円 17,784,000円 三種混合(百日咳、ジフテリア、破傷風) (1)対象者・接種方法 1期初回 生後3ヶ月～90ヶ月未満の人 1期追加 初回完了後、1年～1年半の間に1回 (2)実施通知対象年齢(初回) 生後3ヶ月 (3)接種形態 集団接種 (4)集団接種の場合の年間実施回数 8回	三種混合(百日咳、ジフテリア、破傷風) (1)対象者・接種方法 生後3ヶ月～90ヶ月未満の人 1期初回=3～8週間隔で3回接種する (標準は3～12ヶ月) 1期追加=初回完了後6ヶ月以上の間隔 (標準として12～18ヶ月)において接種 二種混合(ジフテリア、破傷風) (1)対象者・接種方法 生後3ヶ月～90ヶ月未満の人 1期初回=4～6週間隔で2回接種する 1期追加=初回完了後6ヶ月以上の間隔 (標準として12～18ヶ月)において接種 麻疹 (1)対象者・接種方法 生後12ヶ月～90ヶ月未満の人 (標準は12～24ヶ月) 1回接種する 風疹 (1)対象者・接種方法 生後12ヶ月～90ヶ月未満の人 (標準は12～36ヶ月) 1回接種する 日本脳炎 (1)対象者・接種方法 生後6～90ヶ月未満の人 1期初回 1～4週間隔で2回接種する (標準は3歳) 1期追加 初回完了後、1年あけて接種 (標準は4歳)	対象児 疾病等により集団接種適さない 対象児 平成13年度実績 延人数 6人 支払額 46,858円	実施なし	三種混合(百日咳、ジフテリア、破傷風) (1)対象者・接種方法 生後3ヶ月～90ヶ月未満の人 1期初回=3～8週間隔で3回接種する (標準は3～12ヶ月) 1期追加=初回完了後6ヶ月以上の間隔 (標準として12～18ヶ月)において接種 麻疹 (1)対象者・接種方法 生後12ヶ月～90ヶ月未満の人 (標準は12～24ヶ月) 1回接種する 風疹 (1)対象者・接種方法 生後12ヶ月～90ヶ月未満の人 (標準は12～36ヶ月) 1回接種する 日本脳炎 (1)対象者・接種方法 生後6～90ヶ月未満の人 1期初回 1～4週間隔で2回接種する (標準は3歳) 1期追加 初回完了後、1年あけて接種 (標準は4歳)	A契約(町内医師)及びB契約 三種混合(百日咳、ジフテリア、破傷風) (1)対象者・接種方法 生後3ヶ月～90ヶ月未満の人 1期初回=3～8週間隔で3回接種する (標準は3～12ヶ月) 1期追加=初回完了後6ヶ月以上の間隔 (標準として12～18ヶ月)において接種 麻疹 (1)対象者・接種方法 生後12ヶ月～90ヶ月未満の人 (標準は12～24ヶ月) 1回接種する 風疹 (1)対象者・接種方法 生後12ヶ月～90ヶ月未満の人 (標準は12～36ヶ月) 1回接種する 日本脳炎 (1)対象者・接種方法 生後6～90ヶ月未満の人 1期初回 1～4週間隔で2回接種する (標準は3歳) 1期追加 初回完了後、1年あけて接種 (標準は4歳)	

課題・問題点	予防接種法により、集団接種から個別接種への移行がすすめられている。	調整後における事業費等影響額 単位:千円		
		現況予算額	調整後予算見込額	影響額
調整方針	現行のものとは違う、新たな方向で調整する。	村上市	17,784	17,784
処理の時期	合併時	荒川町	4,943	6,559
具体的処理方法	予防接種法に基づき三種混合、麻疹、風疹、日本脳炎を個別接種する。	神林村	80	5,460
		朝日村		6,000
根拠条例・規則等		山北町	3,028	3,981
		粟島浦村		
		広域事務組合	集団接種に含む	
		計	25,835	39,784
		検討結果	10	備考
				予算項目を移動。

事務事業調整検討表

農委・産業 部会 農 政 分科会

分科会長 荒川町 小川寛一

番号 5 - 2 - 1 - 1 - 1

協定項目・その他	分科会名	農政	調整項目	農業振興計画	検討確認項目	農業振興計画	検討確認細項目	農業振興地域整備計画審議会
----------	------	----	------	--------	--------	--------	---------	---------------

村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	広域事務組合																																				
<p>村上市農業振興地域整備計画審議会</p> <p>首長の諮問に応じて振興整備計画に関する事項を調整、審議。</p> <p>委員数 14名</p> <p>関係行政機関代表 4名 農林業関係団体代表 4名 農家組合長代表 5名 学識経験者 1名</p> <p>開催回数 年2回以内</p> <p>審議対象 計画の見直し、農業農村振興計画の変更、用途区分</p> <p>条例等の区分 設置規則</p> <p>14年度実績 0千円 委員報酬 6,500円 6,300円 費用弁償 1,000円</p> <p>H15年度予算 105千円</p>	<p>荒川町農業振興地域整備計画審議会</p> <p>首長の諮問に応じて振興整備計画に関する事項を調整、審議。</p> <p>委員 17名以内</p> <p>町議会議員 町農業委員会委員 関係団体の役職員 学識経験を有する者 一般住民</p> <p>開催回数 H13は開催なし</p> <p>審議対象 計画の見直し、農業農村振興計画の変更、用途区分</p> <p>条例等の区分 設置規則</p> <p>14年度実績 - 千円</p> <p>H15年度予算 - 千円</p>	<p>神林村総合振興審議会（部会制）</p> <p>審議会内に総合計画部会、農業振興地域整備計画部会、都市計画部会の3部会を設置</p> <p>総合計画部会 15名 農業振興地域整備計画部会 15名 都市計画部会 15名 部会を重複する委員あり</p> <p>開催回数 年2回以内</p> <p>審議対象 計画の見直し、農業農村振興計画の変更、用途区分</p> <p>条例等の区分 設置規則</p> <p>13年度実績 130千円</p> <p>H15年度予算 68千円</p>	<p>朝日村農業振興地域整備推進協議会</p> <p>首長の諮問に応じて振興整備計画に関する事項を調整、審議。</p> <p>委員 12名</p> <p>農業委員代表 3名 農協代表 1名 農業共済代表 1名 森林組合代表 1名 三面沿岸土地改良区代表 1名 学識経験者代表 2名 一般代表 3名</p> <p>開催回数 H13は開催なし</p> <p>審議対象 計画の見直し、農業農村振興計画の変更、用途区分</p> <p>条例等の区分 設置規則</p> <p>13年度実績 - 千円</p> <p>H15年度予算 375千円</p>	<p>山北町農業振興協議会</p> <p>首長の諮問に応じて振興整備計画に関する事項を調整、審議。</p> <p>委員数 10名</p> <p>農業委員代表 2名 農協代表 1名 農業共済代表 1名 営農組合代表 3名 農家後継者代表 2名 学識経験者代表 1名</p> <p>開催回数 年2回以内</p> <p>審議対象 計画の見直し、農業農村振興計画の変更、用途区分</p> <p>条例等の区分 設置規則</p> <p>13年度実績 126千円 報酬（開催毎） 会長 8,100円 委員 7,300円</p> <p>H15年度予算 144千円</p>	<p>該当なし（地域指定なし）</p>	<p>調整後における事業費等影響額</p> <p>単位：千円</p> <table border="1"> <tr> <th></th> <th>現況予算額</th> <th>調整後予算見込額</th> <th>影響額</th> </tr> <tr> <td>村上市</td> <td>105</td> <td></td> <td>105</td> </tr> <tr> <td>荒川町</td> <td>0</td> <td></td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>神林村</td> <td>68</td> <td>105</td> <td>68</td> </tr> <tr> <td>朝日村</td> <td>375</td> <td></td> <td>375</td> </tr> <tr> <td>山北町</td> <td>144</td> <td></td> <td>144</td> </tr> <tr> <td>粟島浦村</td> <td>0</td> <td></td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>広域事務組合</td> <td>0</td> <td></td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>692</td> <td>105</td> <td>587</td> </tr> </table>		現況予算額	調整後予算見込額	影響額	村上市	105		105	荒川町	0		0	神林村	68	105	68	朝日村	375		375	山北町	144		144	粟島浦村	0		0	広域事務組合	0		0	計	692	105	587
	現況予算額	調整後予算見込額	影響額																																							
村上市	105		105																																							
荒川町	0		0																																							
神林村	68	105	68																																							
朝日村	375		375																																							
山北町	144		144																																							
粟島浦村	0		0																																							
広域事務組合	0		0																																							
計	692	105	587																																							
課題・問題点	(1)審議会の委員、任期、報酬の額等の調整 (2)審議対象案件(計画見直し、除外、編入、用途区分)の調整																																									
調整方針	(1)村上市の例により、合併時までに調整する。																																									
処理の時期	合併時																																									
具体的処理方法	(1)村上市の例により審議会を新たに設置し、審議対象案件(計画見直し、除外、編入、用途区分)の調整を行う。																																									
根拠条例・規則等	村上市農業振興地域整備計画審議会設置規則、荒川町農業振興地域整備計画審議会設置規則、朝日村農業振興地域整備計画審議会設置規則、山北町農業振興協議会条例、																																									
	検討結果	2	備考	村上市の例によれば、影響額105千円																																						

事務事業調整検討表

農委産業部会 農政分科会

分科会長 荒川町氏名 小川 寛一

番号 5 - 2 - 2 - 1 - 1

協定項目 ・ その他	分科会名	農 政	調整項目	農業生産対策	検討確認項目	農業構造改善	検討確認細項目	農業振興連絡協議会
------------	------	-----	------	--------	--------	--------	---------	-----------

村 上 市	荒 川 町	神 林 村	朝 日 村	山 北 町	粟 島 浦 村	広域事務組合
<p>村上市農業振興協議会</p> <p>目的 市の農業振興のため総合的な協議実施 農業関係協議会の中心的役割</p> <p>委員構成 市 農業委員会 JAにいがた岩船 岩船農業改良普及センター 生産組織代表 学識経験者</p> <p>平成14年度実績 全体事業費 1,307千円 市 620千円 JA 400千円</p> <p>平成15年度予算額 負担金 540千円</p>	該当なし	<p>農業振興連絡協議(部会制)</p> <p>目的 村の農業振興のため総合的な協議実施 農業関係協議会の中心的役割</p> <p>農業関係機関による意志の統一と決定機関</p> <p>委員構成 村 JA神林村 岩船農業改良普及センター 下越NOSA I 土地改良区</p> <p>平成13年度実績 全体事業費 6,700千円 村 3,350千円 JA 3,350千円</p> <p>平成15年度予算額 負担金 3,350千円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	

課 題 ・ 問 題 点	農業全体に係る協議会(部会制)を設置している市町村は2市町村である。	調整後における事業費等影響額			
		単位:千円			
		現況予算額	調整後予算見込額	影響額	
		村 上 市	540	540	0
		荒 川 町	0	0	0
		神 林 村	3,350	3,350	0
		朝 日 村	0	0	0
		山 北 町	0	0	0
		粟 島 浦 村	0	0	0
		広域事務組合	0	0	0
		計	3,890	3,890	0
		備 考	事務事業調整に伴う事業費等の影響はない。		
根 拠 条 例 ・ 規 則 等		検討結果	11		

事務事業調整検討表

農委産業部会 農政分科会

分科会長 荒川町氏名 小川 寛一

番号	5 - 2 - 2 - 2 - 1					協定項目・その他	分科会名	農政	調整項目	農業生産対策	検討確認項目	構造政策	検討確認細項目	経営・生産対策推進会議
	村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	広域事務組合							
	村上市経営・生産対策推進会議 (経営対策体制整備推進事業実施要綱に基づき設置するもの) 目的 地域農業マスタープランの策定、進捗管理及び総合評価の実施等 委員 12名 村上市農林水産課 村上市農業委員会 村上市農業協同組合 岩船NOSA Iセンター 岩船農業改良普及センター 三面川沿岸土地改良区 荒川沿岸土地改良区 地域農業生産集団等の代表 地域農業対策指導員 年間会議回数 1～2回 予算については補助事務費対応	同 左 委員 19名 町長 議会議長 議会産業建設委員長 農業委員会長 農委振興部会長 農委農地部会長 J A にいがた岩船組合長 J A にいがた岩船荒川支店長 荒川沿岸土地改良区理事長 下越農業共済組合理事 北日本酪農農業協同組合理事 岩船普及センター所長 J A にいがた岩船荒川支店農作業受託部会長 同女性部代表 荒川町青色申告会会長 荒川町認定農業者会会長 荒川町農村生活アドバイザー 年間会議回数 1～2回 同 左	同 左 委員 18名 年間会議回数 1～2回 同 左	同 左 委員 12名 農業委員代表 4名 岩船農業改良普及センター 1名 農業関係団体 3名 営農組織団体 4名 年間会議回数 1～2回 同 左	同 左 (農業振興協議会委員と兼務) 委員 10名 農業委員代表 2名 農協代表 1名 共済組合代表 1名 営農組合代表 3名 農家後継者代表 2名 学識経験者代表 1名 年間会議回数 1～2回 同 左									
課題・問題点	(1)各市町村とも実施要綱に基づき推進会議を設置						調整後における事業費等影響額			単位：千円				
							現況予算額	調整後予算見込額	影響額 -					
調整方針	(1)村上市の例により、合併時までに調整する。						村上市							
処理の時期	合併時						荒川町							
具体的処理方法	(1)村上市の例により推進会議を設置する。						神林村							
							朝日村							
							山北町							
							粟島浦村							
							広域事務組合							
							計							
根拠条例・規則等	村上市、荒川町、神林村、朝日村、山北町経営・生産対策推進会議規程										検討結果	2	備考	

事務事業調整検討表

農委・産業 部会 農 政 分科会
分科会長 荒 川 町 小 川 寛 一

番 号 5 - 2 - 6 - 1 - 1

協定項目 ・ その他	分科会名	農政	調整項目	害虫予防	検討確認項目	病害虫予防	検討確認細項目	病害虫防除協議会
------------	------	----	------	------	--------	-------	---------	----------

村 上 市	荒 川 町	神 林 村	朝 日 村	山 北 町	粟 島 浦 村	広域事務組合
<p>村上市病害虫防除協議会</p> <p>市、JA、共済、普及センター 集落防除班で構成</p> <p>事業内容 防除計画、防除体制等</p> <p>実施主体 病害虫防除協議会 事務局 農林水産課 会 計 農 協</p> <p>負担金</p> <p>市 45千円 (カメムシ対策として) 90千円</p>	<p>荒川町農作物病害虫防除協議会</p> <p>事業内容 病害虫発生予察調査 (年間6回調査) 防除事業としては航空防除 無人ヘリ防除及び地上共同防除 普及啓発活動、会議の開催、指導</p> <p>実施主体 下越農業共済組合</p> <p>負担金 町負担金 4,000千円</p>	<p>神林村病害虫防除協議会</p> <p>村、JA、共済、普及センター、集落 防除班で構成</p> <p>防除計画、防除体制等防除に関する決 定機関</p> <p>実施主体 病害虫防除協議会 事務局 産業課</p> <p>負担金 村 2,000千円 JA 1,550千円 共済 550千円</p>	<p>朝日村病害虫防除協議会</p> <p>構成 村・JA・普及センター・農業委員会・ 共済組合 16名 防除員 農家から7名(抽出調査報償 6,000円×7名×7回)</p> <p>実施主体 病害虫防除協議会 事務局 産業課</p> <p>負担金 1,041千円 負担区分 村 360千円</p>	<p>山北町病害虫防除協議会</p> <p>構成 町・農協・共済・普及センター</p> <p>試験田における発生状況調査 農作業だよりの発行 のねずみ駆除農業配付 防除指導会</p> <p>実施主体 病害虫防除協議会 事務局 産業課</p> <p>負担金 町負担金 450千円 JA 200千円 共 済 100千円</p>	<p>該当なし</p>	

課 題 ・ 問 題 点	(1)各市町村とも計画的な病害虫防除のため協議会を設置している。 (2)岩船米の安定生産のため、計画的な防除実施のため協議会への負担を実施している。 (3)地域における防除体制の差から各市町村の負担額が異なり検討の必要性がある。	調整後における事業費等影響額 単位:千円			
		現況予算額	調整後予算見込額	影響額	
調 整 方 針	新市に移行後、新たな方向で調整する。	村 上 市	135	135	0
処 理 の 時 期	合併後	荒 川 町	4,000	4,000	
具 体 的 処 理 方 法	新市におite新たな協議会を設立し、各地区の防除体制について調整する。	神 林 村	2,000	2,000	0
		朝 日 村	360	360	0
		山 北 町	450	450	0
		粟 島 浦 村	0	0	0
		広域事務組合	0	0	
根 拠 条 例 ・ 規 則 等		計	6,945	6,945	0
		検 討 結 果	備 考	事務事業調整に伴う事業費等の影響はない	

事務事業調整検討表

農委・産業 部会 農 政 分科会
分科会長 荒川町 小川 寛一

番号 5 - 2 - 1 - 1 - 2

協定項目・その他	分科会名	農政	調整項目	農業振興計画	検討確認項目	農業振興計画	検討確認細項目	農業振興地域整備計画（振興計画見直し、計画変更等）
----------	------	----	------	--------	--------	--------	---------	---------------------------

村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	広域事務組合
農業振興地域整備計画	農業振興地域整備計画	農業振興地域整備計画	農業振興地域整備計画	農業振興地域整備計画		
管理形態 特別管理（特別）	管理形態 特別管理（一般）	管理形態 特別管理（一般）	管理形態 特別管理（一般）	管理形態 特別管理（一般）		
地域指定状況 農業振興地域面積 6,901ha 農振農用地面積 1,169ha	地域指定状況 農業振興地域面積 2,713ha 農振農用地面積 1,323ha	地域指定状況 農業振興地域面積 3,766ha 農振農用地面積 2,088ha	地域指定状況 農業振興地域面積 22,168ha 農振農用地面積 2,290ha	地域指定状況 農業振興地域面積 4,479ha 農振農用地面積 510ha		
最終見直し年度 H11年度	最終見直し年度 H7年度	最終見直し年度 H6年度	最終見直し年度 H11年度	最終見直し年度 H9年度		
見直し予定年度 H20年度	見直し予定年度 H-年度	見直し予定年度 H-年度	見直し予定年度 H16年度	見直し予定年度 H16年度		
変更の状況 用途区分変更 0件 農振除外 4件 編入 0件	変更の状況 用途区分変更 1件 農振除外 1件 編入 1件	変更の状況 用途区分変更 0件 農振除外 5件 編入 0件	変更の状況 用途区分変更 0件 農振除外 3件 編入 16筆	変更の状況 用途区分変更 0件 農振除外 1件 編入 1件		
農業農村振興計画の有無 有	農業農村振興計画の有無 有	農業農村振興計画の有無 無	農業農村振興計画の有無 有	農業農村振興計画の有無 無		

課題・問題点	(1)農業振興地域整備計画の策定を要す (2)農業農村振興計画の策定を要す	調整後における事業費等影響額 <small>単位：千円</small>		
		現況予算額	調整後予算見込額	影響額 -
調整方針	(1)新市に移行後、速やかに策定する。	村上市		
処理の時期	合併後	荒川町		
具体的処理方法	(1)新市に移行後、速やかに策定する。	神林村		
		朝日村		
根拠条例・規則等		山北町		
		粟島浦村		
		広域事務組合		
		計		
		検討結果	11	備考

事務事業調整検討表

農委産業部会 農政分科会

分科会長 荒川町氏名 小川寛一

番号	5 - 2 - 2 - 2 - 3											
協定項目・その他	分科会名	農政	調整項目	農業生産対策	検討確認項目	構造政策	検討確認細項目	農業経営基盤強化促進の基本構想				
村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	広域事務組合						
基本構想 平成13年3月 改正 目標 ・農業所得 農家1戸当たり600万円以上 ・労働時間 主たる農業従事者1人当たり 2,000時間 ・農用地の利用集積 55% ・育成すべき経営体の目標 77経営体 予算については補助事務費対応	基本構想 平成13年7月 改正 目標 ・農業所得 農家1戸当たり600万円 ・労働時間 主たる農業従事者1人当たり 2,000時間 ・農用地の利用集積 65% ・育成すべき経営体の目標 84経営体 同 左	基本構想 平成13年3月 改正 目標 ・農業所得 農家1戸当たり 600~1,000万円以上 ・労働時間 主たる農業従事者1人当たり 1,800~2,000時間以内 ・農用地の利用集積 70% ・育成すべき経営体の目標 80経営体 同 左	基本構想 平成13年4月 改正 目標 ・農業所得 農家1戸当たり 600~800万円以上 ・労働時間 主たる農業従事者1人当たり 2,000時間 ・農用地の利用集積 60% ・育成すべき経営体の目標 120経営体 同 左	基本構想 平成13年7月 改正 目標 ・農業所得 農家1戸当たり 400万円以上 ・労働時間 主たる農業従事者1人当たり 2,000時間 ・農用地の利用集積 38% ・育成すべき経営体の目標 20経営体 同 左								
課題・問題点	(1)各市町村とも農業経営基盤強化事業に基づく基本構想(10年後目標)を策定している (2)各市町村の目標については、地域条件の違いから異なる目標を設定している					調整後における事業費等影響額 単位:千円						
調整方針	新市に移行後、速やかに基本構想を策定する。					現況予算額	調整後予算見込額	影響額				
処理の時期	合併後					村上市						
具体的処理方法	(1)将来に向けた農業の指標となることから、新たな基本構想を策定する (2)目標の設定については、地域の条件やこれまでの歴史から地域区分により目標を設定する。					荒川町						
根拠条例・規則等						神林村						
						朝日村						
						山北町						
						粟島浦村						
						広域事務組合						
						計						
						備考						
						検討結果	11					

事務事業調整検討表

農委産業部会 農政分科会
分科会長 荒川町氏名 小川寛一

番号	5 - 2 - 2 - 2 - 4								
協定項目・その他	分科会名	農政	調整項目	農業生産対策	検討確認項目	構造政策	検討確認細項目	地域農業マスタープラン	
村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	広域事務組合			
<p>地域農業マスタープラン</p> <p>目的</p> <p>5年後を目標とする経営・生産対策ビジョンや、基本構想に添った経営体の育成指導、主要作目生産振興、生産流通改善等の推進。</p> <p>市、農業委員会をはじめ、村内農業関係団体が認定農業者及び育成すべき農業者に対して技術・経営・資金等の面々においての支援を行い育成を図る</p> <p>H12～H16年度までのプラン計画年度活動目標、評価、実績、検討</p> <p>予算については補助事務費対応</p>	同左	同左	同左	同左					
課題・問題点	(1)粟島浦村を除き、各市町村とも基本構想の実現のため地域農業マスタープランを策定している (2)各市町村により農業振興の取組みが異なる					調整後における事業費等影響額 単位：千円			
調整方針	新市に移行後、基本構想の実現のため各地域（ブロック）による活動方針を検討する。					現況予算額	調整後予算見込額	影響額	
処理の時期	合併後					村上市			
具体的処理方法	基本構想の実現のため、各地域（ブロック）による活動方針を検討する。					荒川町			
根拠条例・規則等						神林村			
						朝日村			
						山北町			
					粟島浦村				
					広域事務組合				
					計				
					備考				
					検討結果	11			

事務事業調整検討表

農委・産業 部会 農政 分科会
分科会長 荒川町 小川 寛一

番号 5 - 2 - 9 - 5 - 2

協定項目・その他	分科会名	農政	調整項目	土地改良事業	検討確認項目	土地改良事業を推進するためのソフト事業	検討確認細項目	農村環境計画	
村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	広域事務組合			
農村環境計画策定 合併後策定予定	農村環境計画策定 平成15・16年度実施 総事業費 6,000千円 平成15年度予算 3,000千円	農村環境計画策定 平成14・15年度実施 総事業費 7,000千円 平成15年度予算 4,400千円	農村環境計画策定 合併後策定予定	農村環境計画策定 合併後策定予定	1.該当なし	1.該当なし			
課題・問題点	土地改良事業を実施する過程で、必要な計画である。					調整後における事業費等影響額 単位：千円			
調整方針	現行のまま新市に引き継ぐ。					村上市	現況予算額	調整後予算見込額	影響額
処理の時期	合併後					荒川町	3,000		
具体的な処理方法	現行のまま新市に引き継ぐが、合併後新たに策定する。					神林村	4,400		
根拠条例・規則等						朝日村			
						山北町			
						粟島浦村			
						広域事務組合			
						計	7,400		
						検討結果	11	備考	

事務事業調整検討表

農委・産業 部会 農 政 分科会
分科会長 荒川町 小川寛一

番号 5 - 2 - 3 - 1 - 3

協定項目・その他	分科会名	農政	調整項目	生産調整等	検討確認項目	生産調整対策	検討確認細項目	水田農業振興計画
----------	------	----	------	-------	--------	--------	---------	----------

村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	広域事務組合
水田農業振興計画 平成11年度策定 生産調整の推進方策について計画 推進地区 37地区 振興作物 水 稲 大 豆 麦 そば 飼料作物 野 菜 平成14年3月 一部変更	水田農業振興計画 平成11年度策定 同 左 推進地区 21地区 振興作物 水 稲 大 豆 大 麦 飼料作物 花卉（球根・切花） 地力増進作物	水田農業振興計画 平成11年度策定 同 左 推進地区 33地区 振興作物 水 稲 大 豆 大 麦 そば 飼料作物 ね ぎ	水田農業振興計画 平成11年度策定 同 左 推進地区 45地区 振興作物 水 稲 大 豆 そば	水田農業振興計画 平成11年度策定 同 左 推進地区 45地区 振興作物 そば 赤かぶ	該当なし	

課 題 ・ 問 題 点	(1)各市町村により地域性があり計画に差がある (2)生産調整の推進には計画の策定が必要	調整後における事業費等影響額 <small>単位：千円</small>		
		現況予算額	調整後予算見込額	影響額 -
調 整 方 針	新市に移行後、地域設定（区分）による全域の計画を作成する。	村 上 市		
処 理 の 時 期	合併後	荒 川 町		
具 体 的 処 理 方 法	新市に移行後、地域設定（区分）による全域の計画を作成する。	神 林 村		
		朝 日 村		
		山 北 町		
		粟 島 浦 村		
根 拠 条 例 ・ 規 則 等		広域事務組合		
		計		
		検 討 結 果	11	備 考

事務事業調整検討表

農委産業部会 農政分科会

分科会長 荒川町氏名 小川寛一

番号 5 - 2 - 2 - 2 - 5

協定項目・その他	分科会名	農政	調整項目	農業生産対策	検討確認項目	構造政策	検討確認細項目	農業経営改善計画の認定（認定農業者）
----------	------	----	------	--------	--------	------	---------	--------------------

村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	広域事務組合
<p>農業経営改善計画の認定</p> <p>認定対象者 60歳未満の意欲的な農業者 ただし、60歳以上64歳以下であっても経営改善に意欲がある者についてはこの限りでない</p> <p>認定基準 基本構想に照らして適切なものであること 農業経営改善計画の達成される見込みが確実であること 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること 生産調整の協力者であること</p> <p>目標とする経営体数 78経営体</p> <p>平成14年度末現在の認定農業者数 78経営体</p> <p>確保率 101.2%</p>	<p>農業経営改善計画の認定</p> <p>認定対象者 60歳未満の意欲的な農業者 ただし、60歳以上64歳以下であっても経営改善に意欲がある者についてはこの限りでない</p> <p>認定基準 同左</p> <p>目標とする経営体数 84経営体</p> <p>平成14年度末現在の認定農業者数 110経営体</p> <p>確保率 131%</p>	<p>農業経営改善計画の認定</p> <p>認定対象者 新規申請者は55歳以下 再認定はこの限りでない</p> <p>認定基準 同左</p> <p>目標とする経営体数 80経営体</p> <p>平成14年度末現在の認定農業者数 198経営体</p> <p>確保率 247%</p>	<p>農業経営改善計画の認定</p> <p>認定対象者 60歳未満の意欲的な農業者 ただし、60歳以上64歳以下であっても経営改善に意欲がある者についてはこの限りでない</p> <p>認定基準 同左</p> <p>目標とする経営体数 120経営体</p> <p>平成14年度末現在の認定農業者数 107経営体</p> <p>確保率 89.2%</p>	<p>農業経営改善計画の認定</p> <p>認定対象者 60歳未満の意欲的な農業者</p> <p>認定基準 基本構想に照らして適切なものであること</p> <p>目標とする経営体数 20経営体</p> <p>平成14年度末現在の認定農業者数 13経営体</p> <p>確保率 65%</p>		

課題・問題点	各市町村により認定基準が異なる	調整後における事業費等影響額 単位：千円		
		現況予算額	調整後予算見込額	影響額 -
調整方針	新市に移行後、統一した基準を設定する。	村上市		
		荒川町		
		神林村		
		朝日村		
		山北町		
		粟島浦村		
処理の時期	合併後	山北町		
		粟島浦村		
具体的処理方法	(1)各市町村により認定基準が異なるため、新市に移行後、統一した認定基準を策定する。 (2)地域の条件やこれまでの経緯から、地域性を考慮し目標を設定する。	広域事務組合		
		計		
根拠条例・規則等		検討結果	11	備考

事務事業調整検討表

農委・産業 部会 農政 分科会
分科会長 荒川町 小川寛一

番号 5 - 2 - 5 - 1 - 5

協定項目 ・ その他	分科会名	農政	調整項目	畜産	検討確認項目	畜産	検討確認細項目	堆肥センター建設事業
------------	------	----	------	----	--------	----	---------	------------

村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	広域事務組合
該当なし	該当なし	<p>新堆肥センターは、平成16、17年度で実施 農村振興総合整備事業で実施予定</p> <p>H16事業費 351,720千円 H17事業費 317,000千円 現有堆肥センター(牛飼育農家で利用運営) 建物は村で建設 借地料 10千円</p>	<p>堆肥センター建設 ・用地整備を平成15年度に中山間地域総合整備事業で実施予定。 ・施設建設は平成16年に畜産振興総合対策事業で実施予定。</p>	なし	該当なし	

課題・問題点	有機農産物の栽培には欠かせない施設である。施設の型式、利用方法、料金等畜産農家、耕種農家等との調整必要。	調整後における事業費等影響額 単位：千円			
		現況予算額	調整後予算見込額	影響額	
調整方針	現行のまま新市に引き継ぐ。	村上市			
処理の時期	合併時	荒川町			
具体的処理方法	現行のまま新市に引き継ぐ。	神林村	351,730	351,730	
		朝日村			
根拠条例・規則等		山北町			
		粟島浦村			
		広域事務組合			
		計	351,730	351,730	0
		検討結果	1	備考	事務事業調整に伴う事業費等の影響はない。

事務事業調整検討表

農委・産業 部会 農政 分科会

分科会長 荒川町 小川寛一

番号 5 - 2 - 9 - 1 - 1

協定項目 ・ その他	分科会名	農政	調整項目	土地改良事業	検討確認項目	県営土地改良事業	検討確認細項目	ほ場整備事業
------------	------	----	------	--------	--------	----------	---------	--------

村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	広域事務組合
1. 県営村上山辺里地区ほ場整備事業 事業概要 全体面積 A = 460ha 全体事業費 C = 8,200百万 事業期間 H7~H18 市町村負担金(ガイドライン) 工事費の1% 事務費の1.25% 協議会等の設置 村上山辺里圏場整備事業推進協議会 会長 村上市長 事務局 村上市農林水産課 平成15年度予算額 8,987千円	1. 事業実施中(担い手) 荒川第2 H 9~H16 荒川第3 H 9~H18 近江新 H14~H18 受益面積計 383ha 2. 町負担金額(ガイドライン) 町負担率 2地区 1% 1地区 10% 負担金合計 8,120千円	1. 事業実施中 北新保畑地 ~H17 2. 町負担金額(ガイドライン) 村負担額 10% 負担金合計 千円 3. 事業計画 指合・担い手 H15~H19 村負担額 10%	1. 該当なし	1. 該当なし	1. 該当なし	1. 該当なし

課題・問題点		調整後における事業費等影響額				単位:千円	
		現況予算額	調整後予算見込額	影響額			
調整方針	現行のまま、新市に引き継ぐ。	村上市	8,987	8,987			0
処理の時期	合併時	荒川町	8,120	8,120			0
具体的処理方法	現行のまま、新市に引き継ぐ。	神林村					0
		朝日村					
根拠条例・規則等		山北町					
		粟島浦村					
		広域事務組合					
		計	17,107	17,107			0
		検討結果	1	備考			

事務事業調整検討表

農委・産業 部会 農政 分科会
分科会長 荒川町 小川寛一

番号 5 - 2 - 9 - 1 - 2

協定項目	その他	分科会名	農政	調整項目	土地改良事業	検討確認項目	県営土地改良事業	検討確認細項目	湛水防除事業
------	-----	------	----	------	--------	--------	----------	---------	--------

村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	広域事務組合
(1) 県営神納郷北部湛水防除事業 事業概要 全体受益面積 A=372ha 全体事業費 C=5,779百万 事業期間 H3~H17 市町村負担金(ガイドライン) 工事費の10% 事務費の25% 市町村割 村上32.3% 神林67.7% 協議会等の設置 神林・瀬波地域湛水防除事業 推進協議会 会長 神林村長 事務局 神林村産業課 平成15年度予算額 7,086千円	1. 現在事業の実施なし 2. 農業農村管理計画 H17年度事業計画 海老江第1地区、海老江第2地区 排水機場 各1箇所	県営神納郷北部地区湛水防除事業 内容は、村上市と同じ 平成15年度予算額 38,082千円	1. 該当なし	1. 該当なし	1. 該当なし	1. 該当なし

課題・問題点	特になし	調整後における事業費等影響額 単位:千円			
		現況予算額	調整後予算見込額	影響額	
調整方針	現行のまま、新市に引き継ぐ。	村上市	7,086	7,086	0
処理の時期	合併時	荒川町			
具体的処理方法	現行のまま、新市に引き継ぐ。	神林村	38,082	38,082	0
		朝日村			
根拠条例・規則等		山北町			
		粟島浦村			
		広域事務組合			
		計	45,168	45,168	0
		検討結果	1	備考	事務事業調整に伴う事業費等の影響はない

事務事業調整検討表

農委・産業 部会 農政 分科会

分科会長 荒川町 小川寛一

番号 5 - 2 - 9 - 1 - 3

協定項目・その他	分科会名	農政	調整項目	土地改良事業	検討確認項目	県営土地改良事業	検討確認細項目	ため池等事業
----------	------	----	------	--------	--------	----------	---------	--------

村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	広域事務組合
1. 該当なし	1. 現在事業の実施なし 2. 農業農村管理計画ではH17年計画1箇所	1. 総事業費 20,000千円 負担割合 国 50.00% 県 33.00% 村 16.46% 受益者 0.56% 利活用保全施設整備 総事業費 59,800千円 負担割合 国 50.00% 県 25.00% 村 25.00% 親水・景観施設 生態系保全施設 ため池利用保全施設	1. 該当なし	1. 該当なし	1. 該当なし	1. 該当なし

課題・問題点	特になし	調整後における事業費等影響額 単位:千円			
		現況予算額	調整後予算見込額	影響額 -	
調整方針	現行のまま、新市に引き継ぐ。	村上市			
処理の時期	合併時	荒川町			
具体的処理方法	現行のまま、新市に引き継ぐ。	神林村	18,375	18,375	0
		朝日村			
根拠条例・規則等		山北町			
		粟島浦村			
		広域事務組合			
		計	18,375	18,375	0
		検討結果	1	備考	事務事業調整に伴う事業費等の影響はない

事務事業調整検討表

農委・産業 部会 農政 分科会

分科会長 荒川町 小川寛一

番号 5 - 2 - 9 - 1 - 4

協定項目・その他	分科会名	農政	調整項目	土地改良事業	検討確認項目	県営土地改良事業	検討確認細項目	中山間地域総合整備事業
----------	------	----	------	--------	--------	----------	---------	-------------

村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	広域事務組合
1. 該当なし	1. 該当なし	1. 該当なし	県営中山間地域総合整備事業 (朝日地区) ・H14年4月採択 (事業期間 H14～H18) H15年事業 事業費 249,000千円 負担区分 国 137,000千円 県 74,700千円 村 26,300千円 受益者 11,000千円	県営中山間地域総合整備事業 (山北地区) 1. 事業年度 平成13年度～平成17年度 (5ヶ年計画) 2. 事業工程 農業基盤整備 用水路整備 16,715m 農道整備 5,360m ほ場整備 25.6ha 農村環境基盤整備 集落道路整備 1,057m 農村公園 2,000㎡ (1ヶ所) 活性化施設 1.0ヶ所 (369㎡) 特認 集落環境管理施設 1.0施設 (有機肥料製造施設) (2,000㎡) 3. 事業費 1,490,000千円 4. 負担金 国 55% 県 30% 町 10% 受益者 5% (農村環境基盤・特認については町負担15%) 平成14年度実績(負担金) 37,880千円	1. 該当なし	1. 該当なし

課題・問題点	特になし	調整後における事業費等影響額 単位:千円			
		現況予算額	調整後予算見込額	影響額	-
調整方針	現行のまま、新市に引き継ぐ。	村上市			
処理の時期	合併時	荒川町			
具体的処理方法	現行事業計画等は、そのまま新市に引き継ぐ。	神林村			
		朝日村	249.000	249.000	0
根拠条例・規則等		山北町	41.600	41.600	0
		粟島浦村			
		広域事務組合			
		計	290.600	290.600	0
検討結果	1	備考	事務事業調整に伴う事業費等の影響はない。		

事務事業調整検討表

農委・産業 部会 農政 分科会
分科会長 荒川町 小川 寛一

番号 5 - 2 - 9 - 1 - 5

協定項目・その他	分科会名	農政	調整項目	土地改良事業	検討確認項目	県営土地改良事業	検討確認細項目	農免農道整備事業																																				
村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	広域事務組合																																						
1.該当なし	1.黒川荒川地区農免農道 全延長 7,918m うち町延長 3,733m 全体事業費 1,567百万円 うち町事業費 733百万円 事業年度 H12からH21年 平成15年度負担額 16,700千円	1.該当なし	1.該当なし	1.該当なし	1.該当なし	1.該当なし	1.該当なし	1.該当なし																																				
課題・問題点	特になし					調整後における事業費等影響額 単位:千円 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>現況予算額</th> <th>調整後予算見込額</th> <th>影響額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>村上市</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>荒川町</td> <td>16,700</td> <td>16,700</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>神林村</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>朝日村</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>山北町</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>粟島浦村</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>広域事務組合</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>16,700</td> <td>16,700</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>				現況予算額	調整後予算見込額	影響額	村上市				荒川町	16,700	16,700	0	神林村				朝日村				山北町				粟島浦村				広域事務組合				計	16,700	16,700	0
	現況予算額	調整後予算見込額	影響額																																									
村上市																																												
荒川町	16,700	16,700	0																																									
神林村																																												
朝日村																																												
山北町																																												
粟島浦村																																												
広域事務組合																																												
計	16,700	16,700	0																																									
調整方針	現行のまま、新市に引き継ぐ。																																											
処理の時期	合併時																																											
具体的処理方法	現行のまま、新市に引き継ぐ。																																											
根拠条例・規則等						検討結果	1	備考 事務事業調整に伴う事業費等の影響はない。																																				

事務事業調整検討表

農委・産業 部会 農政 分科会
分科会長 荒川町 小川 寛一

番号 5 - 2 - 9 - 1 - 6

協定項目・その他	分科会名	農政	調整項目	土地改良事業	検討確認項目	県営土地改良事業	検討確認細項目	広域農道事業
----------	------	----	------	--------	--------	----------	---------	--------

村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	広域事務組合
1. 下越中部地区広域農道整備事業 事業概要 全体延長 L=30,835m 全体事業費 C=11,236百万 事業期間 S60~H20 (H14計画変更予定) 市町村負担金(ガイドライン) 村上市ふん道路延長 なし 負担金 なし	1. 下越中部地区広域農道整備事業 町負担率 10% 平成15年度負担額 1,000千円	1. 下越中部地区広域農道整備事業 村負担率 10% 平成15年度負担額 7,875千円	1. 該当なし	1. 該当なし	1. 該当なし	1. 該当なし

課題・問題点	特になし	調整後における事業費等影響額			
		単位:千円			
調整方針	現行のまま、新市に引き継ぐ。	村上市	現況予算額	調整後予算見込額	影響額
		荒川町	1,000	1,000	0
		神林村	7,875	7,875	0
		朝日村			
		山北町			
		粟島浦村			
		広域事務組合			
具体的処理方法	現行のまま、新市に引き継ぐ。	計	8,875	8,875	0
		根拠条例・規則等			
検討結果	1	備考	事務事業調整に伴う事業費等の影響額はない		

事務事業調整検討表

農委・産業 部会 農政 分科会
分科会長 荒川町 小川寛一

番号 5 - 2 - 9 - 2 - 2

協定項目・その他	分科会名	農政	調整項目	土地改良事業	検討確認項目	団体営土地改良事業	検討確認細項目	農村振興総合整備事業
----------	------	----	------	--------	--------	-----------	---------	------------

村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	広域事務組合
1.該当なし	1.該当なし	住民の快適な生活空間の創造を目指し、生産、交流、生活環境基盤整備を総合的に実施し、神林村全体の振興を図る。補助率 国50% 県10~20% 村40~30% その他20% 総事業費 885,000千円 事業期間 H14~H18	1.該当なし	1.該当なし	1.該当なし	1.該当なし

課題・問題点	特になし	調整後における事業費等影響額 <small>単位：千円</small>			
		現況予算額	調整後予算見込額	影響額	
調整方針	現行のまま、新市に引き継ぐ。	村上市			
処理の時期	合併時	荒川町			
具体的処理方法	現行のまま、新市に引き継ぐ。	神林村	132,982	132,982	0
		朝日村			
根拠条例・規則等		山北町			
		粟島浦村			
		広域事務組合			
		計	132,982	132,982	0
		検討結果	備考	事務事業調整に伴う事業費等の影響額はない	

事務事業調整検討表

農委・産業 部会 農政 分科会
分科会長 荒川町 小川 寛一

番号 5 - 2 - 9 - 4 - 1

協定項目・その他	分科会名	農政	調整項目	土地改良事業	検討確認項目	市町村単土地改良事業	検討確認細項目	ふるさと農道緊急整備事業		
村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	広域事務組合				
1.該当なし	1.該当なし	起債充当率 90% 平成15年度～18年度計画 歩道設置 2地域 L=1,750m 改良舗装 1地区 L=1,000m 舗装30地区 L=22,050m 平成15年度 70,670千円	1.該当なし	1.該当なし	1.該当なし	1.該当なし	1.該当なし	1.該当なし		
課題・問題点	特になし						調整後における事業費等影響額 単位：千円			
調整方針	現行のまま、新市に引き継ぐ。						村上市	現況予算額	調整後予算見込額	影響額
処理の時期	合併時						荒川町			
具体的処理方法	現行のまま、新市に引き継ぐ。						神林村	70.670	70.670	0
根拠条例・規則等							朝日村			
							山北町			
							粟島浦村			
							広域事務組合			
						計	70.670	70.670	0	
						検討結果	1	備考	事務事業調整に伴う事業費等の影響額はない。	

事務事業調整検討表

農委・産業 部会 農政 分科会

分科会長 荒川町 小川寛一

番号	5 - 2 - 9 - 6 - 3								
協定項目・その他	分科会名	農政	調整項目	土地改良事業	検討確認項目	その他土地改良事業	検討確認細項目	農業用河川工作物応急対策事業負担金	
村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	広域事務組合			
1. 農業用河川工作物応急対策事業 荒川第2期地区 荒川頭首工の護床の修繕 事業概要 全体受益面積 A=3,781ha 全体事業費 C=1,700百万 事業期間 H12~H18 市町村負担金(ガイドライン) 工事費の8% 事務費の2.5% 市町村割 村上4.26% 関連市町村 村上市、荒川町、神林村 中条町 関連する土地改良区 荒川沿岸土地改良区 平成15年度予算 789千円	1. 農業用河川工作物応急対策事業 同左 市町村割 荒川36.96% 平成15年度予算 10,349千円	1. 農業用河川工作物応急対策事業 同左 市町村割 神林村54.65% 平成15年度予算 17,963千円	1. 該当なし	1. 該当なし	1. 該当なし	1. 該当なし			
課題・問題点	特になし					調整後における事業費等影響額 単位:千円			
調整方針	現行のまま、新市に引き継ぐ。					村上市	789	789	0
処理の時期	合併時					荒川町	10,349	10,349	0
具体的処理方法	現行のまま、新市に引き継ぐ。					神林村	17,693	17,693	0
根拠条例・規則等						朝日村			
						山北町			
						粟島浦村			
						広域事務組合			
						計	28,831	28,831	0
検討結果						1	備考 事務事業調整に伴う事業費等の影響額はない。		

事務事業調整検討表

農委・産業 部会 農政 分科会

分科会長 荒川町 小川寛

番号 5 - 2 - 12 - 1 - 1

協定項目	その他	分科会名	農政	調整項目	農業関係施設管理運営	検討確認項目	農業関係施設管理運営	検討確認細項目	農村環境改善センター管理
------	-----	------	----	------	------------	--------	------------	---------	--------------

村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	広域事務組合
村上市農村環境改善センター 施設管理 施設管理担当課 農林水産課 管理体制 社会教育課職員1名 シルバー人材センター1名 維持管理 業者委託 (清掃・警備・点検検査等) 休館日・利用時間 休館日 12/29～1/3 am pm 利用時間 8:30～10:00 使用料 会議室使用料 午前800円 午後800円 各部屋1室 夜間800円 冷暖房使用料 1時間 150円 需用費 1,540千円 役務費 13千円 委託料 4,875千円 使用料及び賃借料 54千円 計 6,482千円	1.該当なし	神林村農村環境改善センター 使用料 午前 4,900円 午後 7,000円 夜間 7,200円 冷暖房使用時 それぞれ加算 需用費 2,925千円 役務費 14千円 委託料 5,477千円 賃借料 141千円 計 8,557千円	1.該当なし	1.該当なし	1.該当なし	1.該当なし

課題・問題点	農村総合整備モデル事業で整備した施設で、住民のコミュニティの場として重要。	調整後における事業費等影響額(歳出) 単位:千円			
		現況予算額	調整後予算見込額	影響額	
調整方針	現行のまま新市に引き継ぐ。	村上市	6,482	6,482	0
処理の時期	合併時	荒川町			
具体的処理方法	現行のまま新市に引き継ぐ。	神林村	8,557	8,557	0
		朝日村			
根拠条例・規則等	村上市農村環境改善センター設置条例及び管理規則 神林村農村環境改善センター設置及び管理に関する条例	山北町			
		粟島浦村			
		広域事務組合			
		計	15,039	15,039	0
		備考	事務事業調整に伴う事業費等の影響額はない。		

事務事業調整検討表

農委・産業 部会 林政・水産 分科会

分科会長 山北町 渡辺 幸雄

番号 5 - 3 - 4 - 2 - 1

協定項目	その他	分科会名	林政・水産	調整項目	森林整備事業	検討確認項目	造林事業	検討確認細項目	分収造林事業
------	-----	------	-------	------	--------	--------	------	---------	--------

村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	広域事務組合
<p>市行造林事業</p> <p>S58よりH14までの20年間、集落所有林等に毎年4ha植栽</p> <p>収益の分収割合</p> <p>村上市6:土地所有者4</p> <p>契約期間</p> <p>50年間</p> <p>市行造林契約 (単位:ha)</p> <p>S58 菅沼 4</p> <p>S59 菅沼 4</p> <p>S60 菅沼 4</p> <p>S61 坪根 4</p> <p>S62 坪根 4</p> <p>S63 坪根 4</p> <p>H元 坪根 4</p> <p>H2 坪根 4</p> <p>H3 羽下ヶ淵 2 大月 1</p> <p>鑄物師1</p> <p>H4 菅沼 4</p> <p>H5 菅沼 2.6 柏尾 1.4</p> <p>H6 柏尾 4</p> <p>H7 柏尾 1.3 岩ヶ崎 2.7</p> <p>H8 柏尾 1.2 岩ヶ崎 2.8</p> <p>H9 柏尾 1 鑄物師 3</p> <p>H10 柏尾 5.1</p> <p>H11 柏尾 2.9</p> <p>H12 柏尾 3 菅沼 1</p> <p>H13 柏尾 1.5 門前 2.5</p> <p>H14 坪根 1.5 菅沼 2.5</p> <p>H15市行造林事業</p> <p>保育 2.9ha</p> <p>県補助</p>	<p>借地分収造林</p> <p>梨木 民8:国2</p> <p>・相手 関東森林管理局</p> <p>・期間 S24からH32</p> <p>・面積 40,300㎡</p>	<p>該当事業なし</p>	<p>村行造林事業</p> <p>S34年からH15まで45年間集落所有者等に植栽</p> <p>朝日村25:土地所有者75</p> <p>契約期間</p> <p>50年～80年間</p> <p>村行造林契約</p> <p>S34～H14 513.11ha</p> <p>H15 村行造林事業</p> <p>新植 6ha</p> <p>保育 130.9ha</p>	<p>町行造林事業</p> <p>S58年からの事業</p> <p>分収比率</p> <p>(H13まで)</p> <p>山北町60:土地所有者40</p> <p>(H14から)</p> <p>山北町70:土地所有者30</p> <p>S58～H14 105.1ha</p> <p>H15 町行造林事業</p> <p>新植 1.5ha</p> <p>保育 37.52ha</p>	<p>該当事業なし</p>	<p>該当事業なし</p>

課題・問題点	分収年、分収割合が各契約によって異なる。 今までの分収契約は破棄出来ない	調整後における事業費等影響額			
		単位:千円			
調整方針	現行のまま新市に引き継ぐ。	現況予算額	調整後予算見込額	影響額	
		村上市	6,283	6,283	0
処理の時期	合併時	神林村			
		朝日村	28,072	28,072	0
具体的処理方法	今までの分収契約は保持し、新たに分収契約を締結するものについて調整する。	山北町	12,155	12,155	0
		粟島浦村			
根拠条例・規則等	村上市市行造林事業実施規程 山北町町行造林施行条例	広域事務組合			
		計	46,510	46,510	0
		備考	事務事業調整に伴う事業費等の影響額はない。		

検討結果

事務事業調整検討表

農委・産業 部会 林政・水産 分科会

分科会長 山北町 渡辺幸雄

番号 5 - 3 - 4 - 2 - 3

協定項目・その他	分科会名	林政・水産	調整項目	森林整備事業	検討確認項目	造林事業	検討確認細項目	間伐実施
----------	------	-------	------	--------	--------	------	---------	------

村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	広域事務組合
該当事業なし	該当事業なし	該当事業なし	公共 間伐推進事業費補助金 切捨間伐及び除伐 37.05ha 補助金 国30% 県10% 村 21千円/ha 県単 4.60ha 補助金 県30% 村 30千円/ha	人工林の健全な育成を図る。 水土保全森林緊急間伐 切捨間伐 45ha 1,666千円 利用間伐 28ha 2,099千円 施業協定 H12～H17 負担区分 国54% 県18% 町17% 受益者11%	該当事業なし	該当事業なし

課題・問題点	付け足し補助を行っているのは2町村であるが、補助の方法に相違がある。	調整後における事業費等影響額			
		単位：千円			
		現況予算額	調整後予算見込額	影響額	
				-	
調整方針	現行施業協定分(H12～H17)は継続し、平成18年度からの新施業協定予定のものは、補助率を調整する。	村上市			
処理の時期	合併後	荒川町			
具体的処理方法	現行施業協定分(H12～H17)は継続し、平成18年度からの新施業協定予定のものは、補助率を調整する。	神林村			
		朝日村	1,050	1,050	0
		山北町	3,765	3,765	0
		粟島浦村			
		広域事務組合			
根拠条例・規則等		計	4,815	4,815	0
		検討結果	備考	事務事業調整に伴う事業費等の影響額はない	

事務事業調整検討表

農委・産業 部会 林政・水産 分科会

分科会長 山北町 渡辺 幸雄

番号 5 - 3 - 6 - 1 - 1

協定項目・その他	分科会名	林政・水産	調整項目	林道事業	検討確認項目	林道開設(県営)	検討確認細項目	林道開設事業(県営)
----------	------	-------	------	------	--------	----------	---------	------------

村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	広域事務組合
林道海府南線開設事業 柏尾工区 羽下ヶ淵工区 負担金 16% 24,800千円 H5より施行 L=15,240m W=5.0m	該当事業はなし	該当事業はなし	森林基幹 林道新保岳線開設工事 負担金 6.15%	森林基幹 林道大毎山熊田線開設工事 負担金 7% 3,500千円 森林基幹(ふるさと林道) 林道新保岳線開設工事 負担金 16% 12,800千円 林道三条山線開設工事 負担金 16% 14,400千円 森林基幹(流域ネットワーク) 林道三条山線開設工事 負担金 7% 4,550千円 森林管理 林道芦谷板屋沢線開設工事 負担金 20% 6,000千円	該当事業はなし	該当事業はなし

課題・問題点	特になし					調整後における事業費等影響額			
						単位:千円			
調整方針	現行のまま新市に引き継ぐ。					村上市	24,800	24,800	0
						荒川町			
処理の時期	合併時					神林村			
	現行のまま新市に引き継ぐ。					朝日村	5,544	5,544	0
具体的処理方法						山北町	41,250	41,250	0
						粟島浦村			
根拠条例・規則等						広域事務組合			
						計	71,594	71,594	0
						検討結果	備考	事務事業調整に伴う事業費等の影響はない。	

事務事業調整検討表

農委・産業 部会 林政・水産 分科会
分科会長 山北町 渡辺幸雄

番号 5 - 3 - 6 - 2 - 2

協定項目・その他		林政・水産	調整項目	林道事業	検討確認項目	林道改良(補助)	検討確認細項目	林道改良事業(補助)
----------	--	-------	------	------	--------	----------	---------	------------

村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	広域事務組合
該当事業はなし	該当事業はなし	該当事業はなし	間伐等森林整備促進緊急条件整備事業 2級林道白滝線 H16~17 全体計画 L=1,300m W=4.0m 全体事業費 60,000千円 補助率 国 50% 県20% H15 測量委託 3,850千円	機能回復整備事業 林道今川線 H15~H17 H15 L=41.0m W=3.0m 事業費 20,100千円 補助率 国 50% 県 20% H16 事業費 10,000千円 H17 事業費 15,000千円	該当事業はなし	該当事業はなし

課題・問題点	特になし	調整後における事業費等影響額			
		単位:千円			
調整方針	現行のまま新市に引き継ぐ。	現況予算額	調整後予算見込額	影響額	
		村上市			-
処理の時期	合併時	神林村			
		朝日村	3,850	3,850	0
具体的処理方法	現行のまま新市に引き継ぐ。	山北町	20,100	20,100	0
		粟島浦村			
根拠条例・規則等		広域事務組合			
		計	23,950	23,950	0
		検討結果	備考	事務事業調整に伴う事業費等の影響はない。	

事務事業調整検討表

農委・産業 部会 林政・水産 分科会

分科会長 山北町 渡辺 幸雄

番号 5 - 3 - 4 - 3 - 1

協定項目・その他	分科会名	林政・水産	調整項目	森林整備事業	検討確認項目	松くい虫防除対策	検討確認細項目	松くい虫防除対策事業
----------	------	-------	------	--------	--------	----------	---------	------------

村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	広域事務組合
公益的機能松林として景観保全に努めるため松くい虫を防除 地上散布 3.1ha 国県補助	該当事業なし	H16年度から 空中散布 52.5ha 地上散布 19.1ha 地上作業 補助分 440千円 県45% 村55%	該当事業なし	空中散布 40ha 補助分 4,851千円 国50% 県25% 町25% 奨励伐倒駆除 補助分 30m ³ 540千円 県50% 町50% 単独分 10m ³ 150千円	被害木伐倒(村単独) 500千円	該当事業なし

課題・問題点	特になし	調整後における事業費等影響額			
		単位：千円			
		現況予算額	調整後予算見込額	影響額	
		村上市	353	353	0
		荒川町			
		神林村	440	440	
		朝日村			
		山北町	5,541	5,541	0
		粟島浦村	500	500	0
		広域事務組合			
		計	6,834	6,834	0
根拠条例・規則等		検討結果		備考	

事務事業調整検討表

農委・産業 部会 商工観光 分科会

分科会長 村上市 佐藤 秀明

番号 5 - 4 - 10 - 1 - 1

協定項目・その他	分科会名	商工観光	調整項目	観光振興	検討確認項目	観光振興	検討確認細項目	観光振興計画
----------	------	------	------	------	--------	------	---------	--------

村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	広域事務組合
<p>(目的)</p> <p>「創造性豊かで活力ある観光文化都市」を目指す。</p> <p>総合的な地域産業振興を図る。基本コンセプトとランドデザインを確立する。</p> <p>市民の観光意識を高める。</p> <p>広域・通年型観光を実現する。</p> <p>(主要プロジェクト)</p> <p>保養温泉地のイメージづくり</p> <p>村上大茶会</p> <p>「村上・食と技の陣」の開催</p> <p>松原の再生</p> <p>浦田山遊歩道プラン</p> <p>観光市民大学の開設</p> <p>(現状)</p> <p>平成8年に出来た計画であり、現在進行中の事業もある。現在、観光協会で行っている「城下町・村上さんまい」は、本計画の事業であるが、ハードの部分では実現していないものもある。</p> <p>(今後の展望)</p> <p>計画策定後、7年経過しており、この間社会情勢や経済状況の変動に加え、観光動向や旅行形態が変化しており、時代の変化や観光ニーズに対応した事業展開が望まれる。なお、瀬波温泉周辺については平成13～14年度「瀬波温泉環境整備計画」ワークショップが行われ、平成15年度から旧国道345号道路改良及びポケットパーク整備についてのハード事業「うるおいの温泉街づくり事業」及びソフト事業が始まっており、今後、現計画との調整も必要。</p>	・該当なし	該当なし	<p>計画目標</p> <p>豊かな自然、資源を活かし、地場産業等の連携や多様な人材を活かしたガイドやインストラクター等により、体験交流等の活動型の観光展開を進める。村の歴史的、伝統的観光資源を国際交流の場で活かす。</p> <p>施策の方向性</p> <p>・村の自然遺産、歴史遺産の保全、活用</p> <p>・二子島森林公園、朝日スーパーライン等「水源の森」を象徴する豊かな自然資源を活かした既存観光施設の充実を図る。</p> <p>想像型観光の推進</p> <p>・奥三面ダムの完成に伴い、ダムや周辺の地域資源を活かし、体験交流型の観光展開を図る。</p> <p>観光振興基本計画の策定</p> <p>・ブナ林や遺跡文化、大須戸能等の世界に誇れる村の観光資源を、情報通信を活用し、体験、交流、連携の新スタイルを導入した多様な観光振興策を進める。</p> <p>広域観光振興体制の推進</p> <p>・日沿道の開通による交流人口の増大に対応した「みどりの里」を拠点に、村内各観光施設間の連携を進め、インターネット等の情報通信を活かして、地域の観光資源を県外だけでなく、広く世界にアピールする。</p> <p>・二子島森林公園の再整備</p> <p>奥三面ダム周辺及び関連施設の整備</p> <p>みどりの里の再整備</p>	<p>山北町観光開発基本計画</p> <p>目的 海、山、川の恵まれた自然と資源を活用し、文化や地域性を結びつけた観光産業の確立をめざす。</p> <p>・五つの観光地づくり</p> <p>1、48集落の日常生活を基 本的資源とする観光地</p> <p>2、山北町の日常生活を分か ちあえる開かれた観光地</p> <p>3、どの集落も一人一人が主 役になれる観光地</p> <p>4、暮らしを支えてきた自然 と楽しくつきあえる観光 地</p> <p>5、郷土の培った智慧や伝統 が息づいている観光地</p> <p>・七つのフェイズ(観光要素)</p> <p>1、「集」-「集える」町</p> <p>2、「食」-「食を楽しめる 」町</p> <p>3、「学」-「学べる」町</p> <p>4、「作」-「ものづくり のできる」町</p> <p>5、「遊」-「楽しく遊べ る」町</p> <p>6、「暮」-「暮らしを体験 して自分を磨ける」町</p> <p>7、「買」-「買う楽しみ のある」町</p> <p>この計画を基本とし「笹川流れ波物語り」により、通年観光を推進する。</p>	<p>1.漁業との連携を図る。</p> <p>2.利用者のニーズに沿った観光資源の探掘と自然環境を考慮しながら開発する。</p>	該当なし

課題・問題点	各市町村の観光資源や商品造成が異なる。	調整後における事業費等影響額		
		単位：千円		
調整方針	新市に移行後、速やかに調整する。	現況予算額	調整後予算見込額	影響額
		村上市	0	
処理の時期	合併後	荒川町	0	
		神林村	0	
具体的処理方法	合併後、新市における総合的な観光振興計画を策定する。	朝日村	0	
		山北町	0	
根拠条例・規則等		粟島浦村	0	
		広域事務組合	0	
		計	0	
		検討結果	備考	

事務事業調整検討表

農委・産業 部会 商工観光 分科会

分科会長 村上市 佐藤 秀明

番号 5 - 4 - 10 - 1 - 2

協定項目・その他	分科会名	商工観光	調整項目	観光振興	検討確認項目	観光振興	検討確認細項目	(瀬波温泉環境整備計画)うるおいの温泉街づくり事業補助
----------	------	------	------	------	--------	------	---------	-----------------------------

村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	広域事務組合
<p>(目的) 観光ニーズの多様化、多目的化に対応するため、瀬波温泉周辺の環境整備を行い、個性的で魅力ある温泉街づくりを目指す。</p> <p>(事業概要) 温泉街の活性化を目的に、様々な角度からその課題やポテンシャル等を官民共同作業で検証し、実効性ある「瀬波温泉の将来構想」を策定する。計画策定に当たっては、現在進められている瀬波1号線の改良や(仮)瀬波トンネルの整備、海岸環境整備事業や海岸離岸堤の潜堤化、岩船港振興ビジョン等との、整合性を図りながら進める。</p> <p>(事業の経過と今後の展望) 平成13～14年度にワーキングを実施。平成14年度に、「うるおいの温泉街づくり事業(県補助事業)」の選定を受け本計画エリアのうち、温泉駐車場旧国道345号沿いのエリアにハード・ソフト両面において平成15年度から事業を開始した。(3カ年事業) 今後本計画エリアの駐車場を含む三角地帯の整備、海岸海浜公園へのルート整備が必要。瀬波温泉で現在進行中の様々な事業(計画)が互いに調整を図りながら効果的な整備計画にするため、関係機関相互の連携が必要となる。</p> <p>(関係団体) うるおいの温泉街づくり実行委員会</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

課題・問題点	特になし	調整後における事業費等影響額 <small>単位:千円</small>		
		現況予算額	調整後予算見込額	影響額
調整方針	現行のまま新市に引き継ぐ。	村上市	1,000	
		荒川町	0	
処理の時期	合併時	神林村	0	
		朝日村	0	
具体的処理方法	村上市の計画を継続実施する。	山北町	0	
		粟島浦村	0	
根拠条例・規則等		広域事務組合	0	
		計	1,000	
		検討結果	備考	

事務事業調整検討表

土木建設 部会 建設管理 分科会

分科会長 村上市 五十嵐孝次

番号 6 - 1 - 3 - 3 - 1

協定項目 ・ その他	分科会名	建設管理	調整項目	道路改良事業	検討確認項目	計画	検討確認細項目	道路改良事業計画
------------	------	------	------	--------	--------	----	---------	----------

村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	広域事務組合
<p>村上市道路整備計画により順次整備 計画期間 H14からH23まで 計画路線数 131路線 概算事業費 4545百万円</p> <p>平成15年度計画 道路側溝工事 3路線 8百万円 道路改良工事 9路線 55百万円</p>	<p>荒川町総合計画 基本構想・基本計画・実施計画の3層によって構成。 計画期間 H13からH22まで</p> <p>該当路線 9路線</p> <p>平成15年度計画 道路新設工事 1路線 121百万円 道路改良工事 2路線 117百万円</p>	<p>必要により順次整備</p> <p>平成15年度計画 道路側溝工事 2路線 4百万円 道路改良工事 6路線 62百万円 舗装工事 4路線 27百万円 歩道整備 1路線 50百万円</p>	<p>朝日村過疎計画、辺地計画の整備 計画路線数 15路線</p> <p>改良、舗装、補修工事は前年度、全集落から要望を受け、過疎計画等と併せ施工計画を立てる。</p> <p>平成15年度計画 道路改良工事 6路線 419百万円 道路舗装工事 4路線 2百万円 道路補修工事 3路線 8百万円</p>	<p>山北町振興計画に基づき計画整備 計画期間 H8からH17まで 計画路線数 16路線</p> <p>平成15年度計画 道路改良事業 6路線 87百万円</p>	<p>粟島浦村道路整備計画により順次整備 計画期間 H14からH20まで 計画路線数 2路線 概算事業費 150百万円</p> <p>平成14年度計画 道路改良工事 1路線 50百万円</p>	

課題・問題点	特になし	調整後における事業費等影響額			
		単位：千円			
調整方針	現行のまま、新市に引き継ぐ。	現況予算額		調整後予算見込額	影響額
		村上市	62,538	62,538	0
処理の時期	合併時	荒川町	238,000	238,000	0
		神林村	143,000	143,000	0
具体的処理方法	各市町村の計画を、新市の計画として引き継ぐ。	朝日村	428,877	428,877	0
		山北町	87,050	87,050	0
		粟島浦村	50,000	50,000	0
		岩船広域	0	0	0
		計	1,009,465	1,009,465	0
根拠条例・規則等		検討結果	備考	事務事業調整に伴う事業費等の影響額はない	

事務事業調整検討表

土木建設 部会 建設管理 分科会

分科会長 村上市 五十嵐孝次

番号 6 - 1 - 7 - 1 - 1

協定項目 ・ その他	分科会名	建設管理	調整項目	河川改修	検討確認項目	河川改修計画	検討確認細項目	河川改修計画
------------	------	------	------	------	--------	--------	---------	--------

村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	広域事務組合
普通河川改修		普通河川改修 準用河川改修	普通河川改修			

課題・問題点	特になし	調整後における事業費等影響額			
		単位：千円			
		現況予算額	調整後予算見込額	影響額	-
		村上市	3,500	3,500	0
		荒川町			0
		神林村	722	722	0
		朝日村	12,500	12,500	0
		山北町			0
		粟島浦村			0
		岩船広域			0
		計	16,722	16,722	0
根拠条例・規則等		検討結果	備考	事務事業調整に伴う事業費等の影響額はない。	

事務事業調整検討表

土木建設 部会 国土計画 分科会

分科会長 村上市 山脇 繁実

番号 6 - 2 - 7 - 1 - 1

協定項目 ・ その他	分科会名	国土計画	調整項目	国土調査全般	検討確認項目	計画調査区	検討確認細項目	計画調査区
------------	------	------	------	--------	--------	-------	---------	-------

村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	広域事務組合
<p>地籍の明確化と土地利用の高度化を図る基礎資料とする。</p> <p>市全体面積 142.12 km² 調査対象面積 98.35 km² 調査済面積 33.92 km²(14年度まで) 調査未了面積 64.43 km²</p> <p>市街地や平地は平成8年に完了し、残る山林地域で継続中(6.00 km²)5次10ヶ年計画</p> <p>負担割合 国50% 県25% 市25%</p> <p>付属機関等 村上市国土調査専門委員会(村上市設置規則による) 関係団体 新潟県国土調査推進協議会、村上・岩船・北蒲原ブロック国土調査研修会、(社)全国国土調査協会、北信越ブロック国土調査推進連絡協議会</p>	<p>昭和49年度国土調査完了</p> <p>町面積 36.71 km² 調査済面積 24.87 km² うち地籍調査 24.80 km² うち19条5項 0.07 km²</p> <p>一級河川荒川河川敷内の一において一部町村界の未確定あり</p> <p>関係団体 新潟県国土調査推進協議会</p>	<p>土地の実態と地籍を明確に把握し、適正な土地利用を図る。</p> <p>調査対象面積 52.11 km² 調査済面積 39.77 km² (平成14年度未まで) 残面積 12.34 km²</p> <p>ほ場整備区域及び国有林野を除く全村対象</p>	<p>地籍の明確化を期するため、各種公共事業の基礎資料に資する。</p> <p>調査対象面積 239.77 km² 調査済面積 16.17 km² (14年度まで) 残面積 223.60 km²</p> <p>山林を除く平地を調査中。 平成34年まで平地を完了予定。(42.95 km²) 5次10ヶ年計画平地4.72 km²計画中</p> <p>負担割合 国50% 県25% 市町村25%</p> <p>付属機関等 朝日村国土調査推進協議会(朝日村条例) 関係団体 新潟県国土調査推進協議会 村上・岩船・北蒲原ブロック国土調査研修会</p>	<p>地籍の明確化と土地利用の高度を図る基礎資料とする</p> <p>調査地区全域対象 調査対象面積245.57 km² 調査済面積 57.34 km² (H14年度まで) 土地改良面積 2.18 km² 残面積 186.05 km² (H14年度まで)</p> <p>山林を除く平地を調査中、平成21年度で平地完了予定 (3.42 km²)5次10ヶ年計画 山林等187.07 km²計画中 負担割合 国50% 県25% 市町村25%</p> <p>付属機関等設置なし</p> <p>関係団体 新潟県国土調査推進協議会、村上・岩船・北蒲原ブロック国土調査研修会、全国国土調査推進協議会・北信越国土調査推進協議会</p>	<p>地籍の明確化と土地利用の高度を図る基礎資料とする</p> <p>調査地区全域対象 調査対象面積 9.86 km² 調査済面積 2.33 km² (H14年度まで) 土地改良面積 0 km² 残面積 7.53 km² (H13年度まで)</p> <p>山林及び集落を調査中、平成13年度で平地完了 (8.58 km²)5次10ヶ年計画 山林等 8.0 km²計画中 負担割合 国50% 県25% 市町村25%</p> <p>付属機関等設置なし</p> <p>関係団体 新潟県国土調査推進協議会、村上・岩船・北蒲原ブロック国土調査研修会、全国国土調査推進協議会・北信越国土調査推進協議会</p>	

課題・問題点	第5次10ヶ年計画は予定どおり実施	調整後における事業費等影響額 <small>単位：千円</small>			
		現況予算額	調整後予算見込額	影響額 -	
調整方針	各市町村の進捗状況に差があり第5次10ヶ年計画どおりとし第6次に調整する。	村上市	8,336	8,336	0
処理の時期	合併後	荒川町			0
具体的処理方法	第5次10ヶ年計画は予定どおり実施する。	神林村	24,477	24,477	0
		朝日村	2,110	2,110	0
		山北町	12,976	12,976	0
		粟島浦村	17,330	17,330	0
		広域事務組合			
根拠条例・規則等	国土調査法、不動産登記法 付属機関については見直し	計	65,229	65,229	0
		検討結果			備考

事務事業調整検討表

土木建設 部会 国土計画 分科会

分科会長 村上市 山脇 繁実

番号 6 - 2 - 7 - 1 - 2

協定項目・その他	分科会名	国土計画	調整項目	国土調査全般	検討確認項目	計画調査区	検討確認細項目	調査杭の負担金
----------	------	------	------	--------	--------	-------	---------	---------

村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	広域事務組合
民境界については、全額個人負担 (区の代表がとりまとめている)	該当なし	民境界及び官民界どちらについても 所有者の負担は無し。 平成15年度は、一筆調査がないた め予算計上なし	民境界及び官民界とも地権者の負担 無し。(全額村負担)	民境界について杭1本に対して 100円を負担金として徴収、役場で 一括購入して一筆調査地区公民館等 に置き、使用本数を記載してもら う。12月納付書発送して納付しても らう。	役場で一括購入。個人負担なし。	

課題・問題点	住民負担の有る市町村と無い市町村がある	調整後における事業費等影響額 <small>単位：千円</small>			
		現況予算額	調整後予算見込額	影響額	
調整方針	新市においては負担しない。	村上市	0	0	0
処理の時期	合併時	関川村	0	0	0
具体的処理方法	全て所有者負担とする。	荒川町	0	0	0
		神林村	0	0	0
		朝日村	0	0	0
		山北町	0	0	0
		粟島浦村	0	0	0
根拠条例・規則等		計	0	0	0
		検討結果	備考		

事務事業調整検討表

土木建設 部会 国土計画 分科会
分科会長 村上市 山脇 繁実

番号 6 - 2 - 6 - 6 - 1

協定項目・その他	分科会名	国土計画分科会	調整項目	公園	検討確認項目	用地借用契約	検討確認細項目	用地借用契約
----------	------	---------	------	----	--------	--------	---------	--------

村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	広域事務組合
村上市鮭公園 三面川東河川公園 河川占用あり 上片町児童公園 共有地 無償 耕雲寺森林公園 個人 無償 村上市児童広場(3ヶ所) 個人 無償	なし	お幕場大池公園 北新保区 有償 150千円 南大平ダム湖公園 三ヶ字生産森林組合 他用途で契約 遊園地、河川敷公園及び水辺の楽校 国土交通省(北陸建設省)無償 占用 5,002㎡ (平成20年9月31日まで)	二子島森林公園 集落共有地 無償 虚空蔵グリ-ンパ-ク 集落共有地 無償 鳴海森林公園 国有地 有償 60千円 下越森林管理署村上支署 借地契約 6,665㎡	山北町総合運動公園 個人 有償 300千円	なし	なし

課題・問題点	神林村と朝日村、山北町で有償契約している公園がある。	調整後における事業費等影響額 単位:千円		
		現況予算額	調整後予算見込額	影響額
調整方針	現行のまま新市に引き継ぐ。	村上市		
処理の時期	合併時	荒川町		
具体的処理方法	現在締結している契約により、新市へ引き継ぐ。	神林村	150	150
		朝日村	60	60
根拠条例・規則等		山北町	300	300
		粟島浦村		
		広域事務組合		
		計	510	510
		検討結果	備考	

事務事業調整検討表

土木建設 部会 国土計画 分科会
分科会長 村上市 山脇 繁実

番号 6 - 2 - 2 - 2 - 1

協定項目・その他	分科会名	国土計画	調整項目	公営住宅	検討確認項目	市町村住宅状況	検討確認細項目	募集等事務
----------	------	------	------	------	--------	---------	---------	-------

村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	広域事務組合
募集 公募 随時受付 窓口 都市整備課 建築住宅係 管理戸数 公営住宅 128戸	募集 随時受付及び公募 窓口 住民生活課 生活環境係 管理戸数 公営住宅 117戸				募集 募集 公募 窓口 総務課 管理戸数 公営住宅 10戸	

課題・問題点	村上市・荒川町・粟島浦村に市町村営住宅あり	調整後における事業費等影響額 <small>単位：千円</small>		
		現況予算額	調整後予算見込額	影響額 -
調整方針	新市に移行後、速やかに調整する。	村上市		
処理の時期	合併後	荒川町		
具体的処理方法	旧市町村の住民全てが入居可能となることから、公募方式を前提として、募集回数や方法などの調整を図る。	神林村		
		朝日村		
		山北町		
		粟島浦村		
		広域事務組合		
根拠条例・規則等	村上市住宅条例 ・ 荒川町営住宅条例 ・ 粟島浦村住宅条例	計		
		検討結果	備考	

事務事業調整検討表

土木建設 部会 国土計画 分科会
分科会長 村上市 山脇 繁実

番号 6 - 2 - 2 - 2 - 2

協定項目 ・ その他	分科会名	国土計画	調整項目	公営住宅	検討確認項目	市町村住宅状況	検討確認細項目	維持・管理
------------	------	------	------	------	--------	---------	---------	-------

村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	広域事務組合
<p>維持の内容</p> <p>入居者負担分と市負担分を明確化している</p> <p>住宅の内部修繕 器具の取替 設備関係の取替</p> <p>管理内容</p> <p>入居者の入退去手続き 使用料の徴収</p>	<p>維持の内容</p> <p>入居者負担分と町負担分を明確化している</p> <p>住宅の内部修繕 器具の取替 設備関係の取替</p> <p>管理内容</p> <p>入居者の入退去手続き 使用料の徴収</p>				<p>維持の内容</p> <p>入居者負担分と市負担分を明確化している</p> <p>住宅の内部修繕 器具の取替 設備関係の取替</p> <p>管理内容</p> <p>入居者の入退去手続き 使用料の徴収</p>	

課題・問題点	村上市・荒川町・粟島浦村で同一。その他市町村住宅なし。	調整後における事業費等影響額 <small>単位：千円</small>		
		現況予算額	調整後予算見込額	影響額
調整方針	現行のまま、新市に引き継ぐ。	村上市	5,475	5,475
処理の時期	合併時	荒川町	3,101	3,101
具体的処理方法	現行のまま、新市に引き継ぐ。	神林村		
		朝日村		
		山北町		
		粟島浦村	620	620
根拠条例・規則等		広域事務組合		
		計	9,196	9,196
		備考		

検討結果

事務事業調整検討表

土木建設 部会 国土計画 分科会
分科会長 村上市 山脇 繁実

番号 6 - 2 - 2 - 2 - 3

協定項目 ・ その他	分科会名	国土計画	調整項目	公営住宅	検討確認項目	市町村住宅状況	検討確認細項目	共同費の徴収
------------	------	------	------	------	--------	---------	---------	--------

村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	広域事務組合
各住宅の自治会で対応	現在、自治会長不在の為住民生活課で対応				3棟のため無し	

課題 ・ 問題点	市町村により異なる	調整後における事業費等影響額 <small>単位：千円</small>		
		現況予算額	調整後予算見込額	影響額 -
調整方針	村上市の例により合併時までに調整する。	村上市		
処理の時期	合併時	荒川町		
具体的処理方法	村上市の例により、それぞれの自治会において対応してもらうこととする。	神林村		
		朝日村		
		山北町		
		粟島浦村		
根拠条例 ・ 規則等		広域事務組合		
		計		
		検討結果	備考	

事務事業調整検討表

教育 部会 学校教育 分科会

分科会長 村上市 木村建吉

番号 7 - 1 - 3 - 2 - 1

協定項目 ・ その他	分科会名	学校教育	調整項目	小学校の状況	検討確認項目	小学校の整備計画	検討確認細項目	小学校の整備計画
------------	------	------	------	--------	--------	----------	---------	----------

村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	広域事務組合
山辺里小学校と門前谷小学校を統合し新しい校舎を建設する計画がある。実施年度は未定 村上小学校、村上南小学校、瀬波小学校、岩船小学校、門前谷小学校は、大規模改造が必要な状況であり、さらに昭和56年の新耐震設計法以前に建設されており、耐震診断を実施する必要がある。その結果によっては、補強工事等が必要な状況である。 山辺里小学校は、昭和46年以前の建築物のため、早急に建て替えが必要とされている。	平成13年度～平成15年度保内小学校改築事業実施中。 平成19年度金屋小学校屋体改築事業計画 平成23年度金屋小学校校舎改築計画がある。	平林小学校の屋体（鉄骨）給食施設（木造）及び神納小学校の北校舎、給食施設（共に木造）が老朽化している 昭和42年以前建築	小川小学校と長津小学校を統合する計画がある。 新耐震設計法以前に建設された学校が2校あり耐震診断を実施する必要がある。（三面、小川小） 小川小学校は、大規模改造の時期にきている。	8校を対等統合し、平成16年4月から2校とする。校舎は八幡小学校校舎と大川谷小学校校舎を統合校舎に充て、平成15年度に増改築事業を予定している。 平成17度以降に大川谷小学校統合校舎について耐震診断及び耐力度調査を予定している。 大川谷小学校統合校舎においては、学校プ-ル施設が老朽化（16年経過）しているため新築する必要があるが、用地の確保にも努めなければならない。	特になし	

課題・問題点	各市町村毎に統合計画が進展している。	調整後における事業費等影響額		
		現況予算額	調整後予算見込額	影響額
調整方針	現行の計画は、新市に引き継ぎ、新市に移行後新たな計画を策定する。	村上市	0	0
		荒川町	0	0
処理の時期	合併時	神林村	0	0
		朝日村	0	0
具体的処理方法	現行各市町村計画は新市に引き継ぐとともに、教育環境整備の見地から新たな計画を策定する。	山北町	0	0
		粟島浦村	0	0
根拠条例・規則等		広域事務組合	0	0
		計	0	0
		検討結果	備考	

事務事業調整検討表

教育 部会 学校教育 分科会

分科会長 村上市 木村建吉

番号 7 - 1 - 4 - 2 - 1

協定項目 ・ その他	分科会名	学校教育	調整項目	中学校の状況	検討確認項目	中学校の整備計画	検討確認細項目	中学校の整備計画
------------	------	------	------	--------	--------	----------	---------	----------

村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	広域事務組合
<p>具体的な整備計画なし</p> <p>第一中学校及び岩船中学校は、昭和56年の新耐震設計法以前に建設されており、耐震診断を実施する必要がある。その結果によっては、補強工事等が必要な状況である。岩船中学校は、組合立解消により、その存続を検討する時期に来ている。</p>	<p>荒川中学校は平成2年度から3ヶ年計画で校舎・屋体の改築事業を終了している。</p>	なし	なし	<p>平成8年4月の中学校統合時、旧大川谷中学校校舎の一部を現在も使用しており、築15年を経過している。今のところ大規模的修繕はみられないが、年々修繕費が高んできている。平成14年度に校長室、教務室に冷房設備を設置予定。</p>		

課題・問題点	各市町村毎に統合計画が進展している。	調整後における事業費等影響額			
		単位：千円			
調整方針	現行の計画は、新市に引き継ぎ、新市に移行後新たな計画を策定する。	村上市	0	0	0
		荒川町	0	0	0
処理の時期	合併時	神林村	0	0	0
		朝日村	0	0	0
具体的な処理方法	小学校の整備計画と同じ	山北町	0	0	0
		粟島浦村	0	0	0
根拠条例・規則等		広域事務組合	0	0	0
		計	0	0	0
		検討結果		備考	

事務事業調整検討表

教育 部会 社会教育 分科会

分科会長 村上市 渡辺 邦彦

番号	7 - 2 - 2 - 2 - 3		協定項目	その他	分科会名	社会教育	調整項目	生涯学習事業	検討確認項目	社会教育事務事業	検討確認細項目	成人式
	村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	栗島浦村	岩船広域					
	式典日：8月15日 対象者：当該年度に20才を迎える市民及び市出身者 H15の対象年齢 S58.4.2～S59.4.1に生まれた人 成人式次第 第1部 式典 1 開会のことば 2 式辞 3 来賓紹介 4 祝電披露 5 記念品贈呈 @1,200 箸 6 誓いのことば 7 万歳三唱 8 閉会のことば 第2部 アトラクション H10 地元バンド演奏 11 新成人者の主張 12 歓談タイム 13 歓談タイム 14 記念撮影と歓談タイム 15 歓談タイム	開催時期 毎年8月15日 対象者 荒川中学校の卒業生 (町外転出者も含めた卒業生全員) 上記以外の町内居住者で該当する者 平成15年度の対象年齢 S58.4.2～S59.4.1に生まれた者 中学校の卒業年度ではH10年度 内 容 式典・ビデオ上映・茶話会 1,500円相当の記念品を贈呈 (出席者全員に)	式典日 8月15日 記念品 記念写真 @700円×2枚 平成15年度の対象年齢 S57.4.2～S58.4.1に生まれた者 中学校の卒業年度ではH9年度 内 容 恩師からのビデオレター	式典日：8月15日 対象者：当該年度20歳を迎える村民 成人式式典(H15) 内容 ・開会の辞 ・式辞 ・祝辞 ・祝電披露 ・記念品贈呈 (@1,500円 電波時計) ・記念講演 ・恩師からのビデオレター (5人の先生) ・成人者代表スピーチ ・閉会の辞 ・成人者による記念写真(写真代半額負担) *各集落公民館長に名簿の確認を依頼	成人式 毎年8月15日 成人式運営委員会 成人式記念誌「成人」の刊行 式次第 ・開式の辞 ・君が代斉唱 ・式 辞 ・祝 辞 ・祝電披露 ・来賓紹介 ・記念品贈呈 ・謝 辞 ・閉式の辞	該当なし						
課題・問題点	栗島浦村を除き、1市、2町、3村が毎年8月15日に開催している。 対象者はすべて、該当年齢の市町村民及び市町村出身者。 対象年齢は、村上市、荒川町、朝日村は当該年度に20歳を迎える者としているが、神林村は1年遅れとしている。 記念品代等については、市町村によってバラツキがある。						調整後における事業費等影響額 単位：千円					
調整方針	新市全体の成人式を、8月15日に開催する。						村上市	501	1,379	878		
処理の時期	合併時						荒川町	607	0	607		
具体的処理方法	新市全体の成人式を、8月15日に開催する。 対象者は、当該年度に20歳を迎える市民及び市出身者とする。 対象年度の異なる神林村については、合併までに調整する。						神林村	408	0	408		
根拠条例・規則等							朝日村	417	0	417		
							山北町	158	0	158		
							栗島浦村	0	0	0		
						広域事務組合	0	0	0			
						計	2,091	1,379	712			
						検討結果	2	備考				

事務事業調整検討表

教育 部会 社会体育 分科会

分科会長 朝日村 富樫 忠彦

番号 7 - 3 - 3 - 4 - 1

協定項目 ・ その他	分科会名	社会体育	調整項目	事業	検討確認項目	その他	検討確認細項目	第64回国民体育大会
------------	------	------	------	----	--------	-----	---------	------------

村上市	荒川町	神林村	朝日村	山北町	粟島浦村	広域事務組合
1. 事業名 ・ 第64回国民体育大会 2. 種目 ・ 銃剣道 3. 会場 ・ 神林村総合体育館 4. 実施年度 ・ 年度...平成21年度(2009年)	1. 事業名 ・ 第64回国民体育大会 2. 種目 ・ 軟式野球 3. 会場 ・ 荒川町野球場 4. 実施年度 ・ 年度...平成21年度(2009年)	1. 事業名 ・ 第64回国民体育大会 2. 種目 ・ 軟式野球 3. 会場 ・ 神林村野球場 4. 実施年度 ・ 年度...平成21年度(2009年)	該当なし	1. 事業名 ・ 第64回国民体育大会 2. 種目 ・ 相撲...全種別 3. 会場 ・ 山北町総合体育館(メイン会場...本土俵) 4. 実施年度 ・ 年度...平成21年度(2009年)	該当なし	

課題 ・ 問題点	第64回大会の会場は決定しているが、具体的な準備はこれからである。	調整後における事業費等影響額 <small>単位：千円</small>			
		現況予算額	調整後予算見込額	影響額	
調整方針	現行計画を新市に引き継ぐ	村上市	0	0	0
処理の時期	合併時	荒川町	0	0	0
具体的処理方法	現行計画を新市に引き継ぐが、平成21年度開催のため、合併後早急に準備室を設け検討する。	神林村	0	0	0
		朝日村	0	0	0
		山北町	0	0	0
		粟島浦村	0	0	0
根拠条例 ・ 規則等		広域事務組合	0	0	0
		計	0	0	0
		検討結果	11	備考	